平成２９年7月10日
新入職員研修会

H·A·G
Hot Agriculture Group
日本農業法人協会会員

農業法人の概要

公益社団法人 日本農業法人協会
参事　中澤　秀樹

自己紹介

◇平成４年　　全農　福岡支所　施設･資材部　農業資材課
　・・・園芸資材の購買・推進　　雲仙普賢岳の麓でハウスの測量

◇平成８年　　全農　名古屋支所　資材部　資材課
　・・・資材の購買・推進

◇平成１２年　全農　東京支所　資材農機部　資材第二グループ
　・・・資材の購買・推進　施工管理担当者初経験

◇平成１６年　全農　千葉県本部　園芸部　園芸資材課
　・・・資材の購買・推進　パイプハウス設計

◇平成１９年　全農　本所　生産資材部　園芸資材課
　燃油高騰対策　太陽光発電　植物工場　排出権取引　災害対応　クラウド
　ゆめファーム全農（直営農場）

◇平成２９年　日本農業法人協会

これまでの得意分野は・・・
施設園芸関係・特にハウス

≪目次≫

Ⅰ.“農業法人”とは何か

Ⅱ.農業法人のメリット・デメリット

Ⅲ.農業法人の実態

Ⅳ.農業法人とＪＡグループ

Ⅴ.労働力確保の取り組み

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

Ⅵ.日本農業法人協会の概要

≪目次≫

Ⅰ.“農業法人”とは何か

1.農業法人とは（概念図）

（1）農業法人とは

（2）農地所有適格法人とは

（3）農事組合法人とは

（4）株式会社・合資会社など

2.農業法人設立の歴史

（1）徳島県の農業法人設立（S32年）運動

（2）第2次法人化の流れ（平成5～平成11年）

（3）新基本法制定後の法人化推進（平成11年以降）

（4）直近の動き（産業政策としての法人化推進）

Ⅱ.農業法人のメリット・デメリット

1.農業経営の法人化による経営上のメリット

2.農業経営の法人化による税制上のメリット

3.農業経営の法人化によるデメリット

Ⅲ.農業法人の実態

（1）基幹的農業従事者の推移

（2）販売農家数の推移と実態（推移）

2．農業法人の実態数字

3.日本農業法人協会会員の経営実態

（1）会社形態や売上規模等

（2）経営者の年代と構成

（3）役員の人数と従業員数の規模

（4）全国平均との比較

（5）営農類型別の売上高の平均

（6）経営の多角化段階と売上高

（7）金融機関との取引

（8）抱えている経営課題

（9）経営課題の相談先

（10）人材育成制度の導入状況

（11）独立支援の取組み

（12）農業法人の福利厚生

（13）６次産業化の取組み意向

（14）６次産業化の取組む場合の課題

（15）過去・今後一年の設備投資

（16）農業機械購入と開発

（17）提言すべき制度・政策について

Ⅳ.農業法人とＪＡグループ

1．農業法人のＪＡ組織・職員との関係

2．ＪＡ事業の利用状況

3．法人側からみたＪＡの課題

4．法人からＪＡへの要望

Ⅴ.労働力確保の取り組み

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

1．政策提言とは

2.政策決定の主な登場人物

3.政策決定プロセスの変化

4.稲作と肉牛経営は同じか

5．兼業農家・農業法人は同じ考えか

6.プロ農業経営者の実態

7.プロ農業経営者が何を考えているのか

Ⅳ.日本農業法人協会の概要

（1）日本農業法人協会の設立・沿革

（2）日本農業法人協会の概要

Ⅰ.「農業法人」とは何か

１.農業法人とは（概念図）

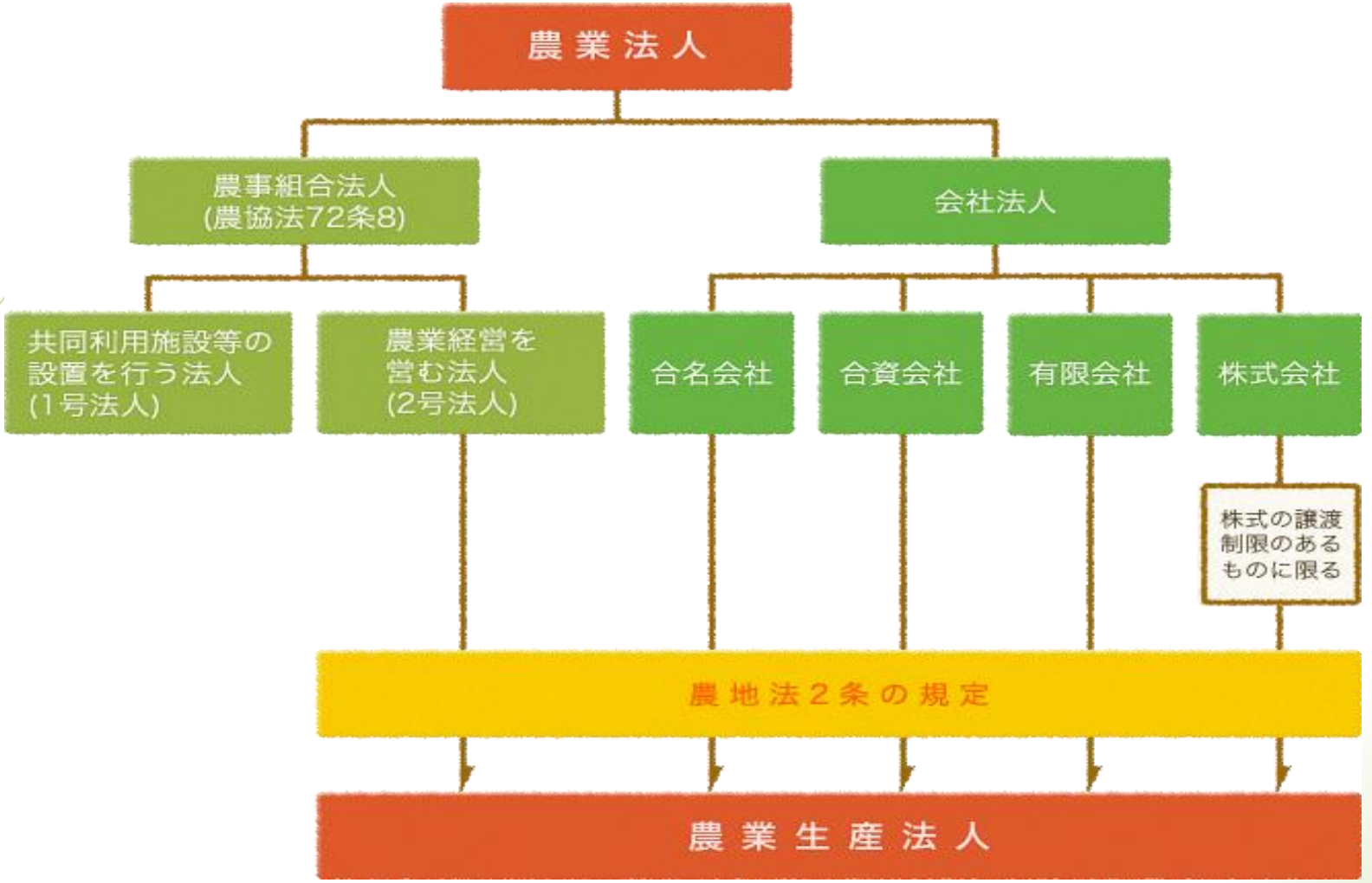

Ⅰ.「農業法人」とは何か

（1）農業法人とは

会社などの形態で農業経営を行う組織の総称。

このうち、農地を取得できる要件を備えた法人の事を**農地所有適格法人（旧農業生産法人）**という。

⇒つまり、“農業法人”は法律等で明確な定義はない。

Ⅰ.「農地所有適格法人」とは何か

（2）農地所有適格法人とは

会社などの形態で農業経営を行う組織で、**農地等の権利を取得できる要件を備えた法人**のこと。

“**農地法**”で定められている、**①法人の形態、②事業、③構成員、④役員**の4つの要件を備えることが必要。

※テキスト「Q&A農業法人化マニュアル」（P.24～25）へ

法人化を検討する際に生じる疑問を、一問一答形式で解説

平成２８年４月の農地制度改正等に対応した最新版!!

農業生産法人から農地所有適格法人への名所変更、要件緩和等、法人化のメリット、法人の設立の仕方、法人化にともなう負担などの疑問に答え、法人化するかどうか、法人設立の方法などを一問一答形式でわかりやすく解説しています。

また、家族経営や数戸法人化、集落営農を法人化する際の留意点をはじめ、法人化の相談窓口における指導マニュアルとしても活用できる一冊です

＜価格: 880円 （税込）＞

目　次

１章　法人化の目的、メリットなど
２章　農業法人の設立
３章　法人設立の留意点
４章　労務管理と福利厚生
５章　集落営農の法人化
６章　その他農業法人関連事項
付　録 法人化に関する相談窓口一覧

Ⅰ.「農業法人」とは何か

（3）農事組合法人とは

農協法に基づき、3人以上の農民が発起人となり設立する組織。

1号・2号法人の2形態がある(注)

注：1号法人　共同利用施設、農作業の共同化など

　　２号法人　農業の経営

※テキスト「Q＆A農業法人化マニュアル」(P.26)へ

Ⅰ.「農業法人」とは何か

（4）株式会社・合資会社など

“**会社法**”に基づき、発起人が定款等を作成し、設立登記をした組織。

商号として、**“株式会社”**、**“合名会社”**、**“合資会社”**、**“合同会社”**の4種類あり、設立時の要件等が異なる。

⇒「株式会社」の形態が一般的

※テキスト「Q&A農業法人化マニュアル」(P.16)へ

Ⅰ.「農業法人」とは何か

★補足：“有限会社”とは

平成18年5月に施行された、新会社法（現行法）以前に設立されていた有限会社のこと。現在では**特例有限会社**と呼ばれている（新たに設立はできない）。

役員任期に関する法定の制限はなく、また決算の公告義務もないなど、**有限会社法で認められたメリットが原則としてそのまま適用されているが実質的な仕組みは株式会社と同じ**。

Ⅰ.「農業法人」とは何か

★補足：“集落営農組織”とは

- 集落営農組織とは、集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む（任意の）組織
- 将来的には法人化（農事組合法人等）する取組への政策的支援措置もある
- 現行の経営安定対策等の施策の支援対象としても位置付けられている

Ⅰ.「農業法人」とは何か

2.農業法人設立の歴史

（1）徳島県の農業法人設立（S32年）運動

- 徳島県勝浦町のミカン農家による有限会社設立を契機に、**農業法人の法制化運動が活発化**
- 昭和37年、農地法の改正により、“農業経営を行うために農地を取得できる法人”の仕組みとして「**農業生産法人制度**」が発足
- しかしながら、当初は絶対数が少ないこともあり、**農業法人が、農業政策の前面に出ることはあまりない時代が続く**

Ⅰ.「農業法人」とは何か

★徳島県の農業法人設立運動の背景

- 農家の法人化設立の直接的**目的は、納税負担の合理的・合法的軽減**
- 販売先（八百屋等）が法人化しているのに生産者（農家）が法人化できないことへの**差別への疑問・抵抗**もあり
- 個人の地位や役割・個人個人の所得確保

⇒当時は白色申告が主体の時代。

家族等に給与を支払い合法的に節税するには、法人化する必要があった。

Ⅰ.「農業法人」とは何か

（2）第2次法人化の流れ（平成5～平成11年）

- 「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」(新政策)（平成4年6月・農林水産省）
- 「新政策」においては、「経営形態の選択肢の拡大の一環として、**農業経営の法人化を推進する**」とし、農業政策として初めて、法人化の推進を打ち出す
- この「新政策」を踏まえ、平成5年、事業要件に製造加工等を加えるとともに、構成員に一部消費者や企業、農協を加えるなどの要件緩和

Ⅰ.「農業法人」とは何か

(3)新基本法制定後の法人化推進（平成11年以降）

- 「食料・農業・農村基本法」（新基本法）（平成11年7月成立）の第22条に、「**農業経営の法人化の推進」が明記**
- 今後の農業政策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」(平成12年3月)でも、「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」として、「農業経営の法人化の推進」が盛り込まれ、**農業政策の柱の1つとして位置付け**られる
- 「農業構造改革推進のための経営政策」(経営政策大綱）（平成13年8月）において、**育成すべき農業経営の明確化、施策の集中、農業経営の法人化の推進等を明確化**しました。

Ⅰ.「農業法人」とは何か

(4)直近の動き（産業政策としての法人化推進）

- 「日本再興戦略」（平成25年6月）において、「今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の**5万法人とする」ことを政策目標**として決定
- 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月）において、「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」として、「**農業経営の法人化等の加速化**」が明記
- 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成２８年４月施行　この中で、**農業生産法人の要件見直し**

Ⅰ.「農業法人」とは何か

補足：農業協同組合法等の一部改正等

- **農業生産法人の見直し事項は以下の3点**

①呼称の変更

「農業生産法人」　⇒　「農地所有適格法人」

②構成員要件（議決権）の要件緩和

⇒農外の出資者が1/4以下→1/2未満

農地中間管理機構等を通じて法人に農地を貸し付けている個人【追加】

③役員要件の緩和

⇒役員等の1人以上が農作業に従事していること

Ⅱ.農業法人のメリット・デメリット

１.農業経営の法人化による経営上のメリット

（1）経営者の意識の改革

①経営者の改革、家計と経営の分離

（2）対外的な信用力向上

①資金調達・販路開拓、②事業継承等不変の信用力

（3）人材・後継者確保

①雇用就農の促進、②有能な後継者の確保

（4）従業員の福利厚生・社会保障の充実

①従業員の福祉充実、②就業ルール等の明確化

（5）経営発展の可能性

①規模拡大、②多角化、③地域のコミュニティの活性化

※テキスト「Q＆A農業法人化マニュアル」(P.3～4)へ

Ⅱ.農業法人のメリット・デメリット

2.農業経営の法人化による税制上のメリット

（1）役員報酬が給与所得へ（給与所得控除の適用）

個人：事業所得　⇔　法人（代表者）：給与所得

⇒給与所得控除分が税制上のメリットに

（2）農業経営基盤強化準備金（農業生産法人に限る）

農用地・農業用機械等を圧縮記帳することで損金算入

⇒特に減価償却が本来できない農地の圧縮記帳が可能に

（3）農事組合法人に対する特例

①農業に対する事業税の非課税

②留保金課税の役員給与の損金不算入制度の不適用

③従事分量配当等の損金算入

※テキスト「Q＆A農業法人化マニュアル」（P.5～6）へ

Ⅱ.農業法人のメリット・デメリット

３.農業経営の法人化によるデメリット

（1）税制面での負担増加

①地方税の負担、②企業会計による事務負担の増加、

③税理士等への支払負担、

④農地権利移転時の譲渡負担の発生

※その他、設立時には30万円程度の費用負担発生

（2）社会保険・労働保険制度面での経費負担の増加

①労災保険、②雇用保険、③健康保険、

④厚生年金保険

⇒ある程度の所得（規模）を有していないと負担増

※テキスト「Q＆A農業法人化マニュアル」(P.12～13)へ

Ⅲ.農業法人の実態

（1）基幹的農業従事者の推移

- 基幹的農業従事者は67.0歳（H27）
- さらに構造として、**基幹的農業従事者の約61%が65歳以上**であり、担い手確保は喫緊の課題

図2-1-20 基幹的農業従事者数等の推移

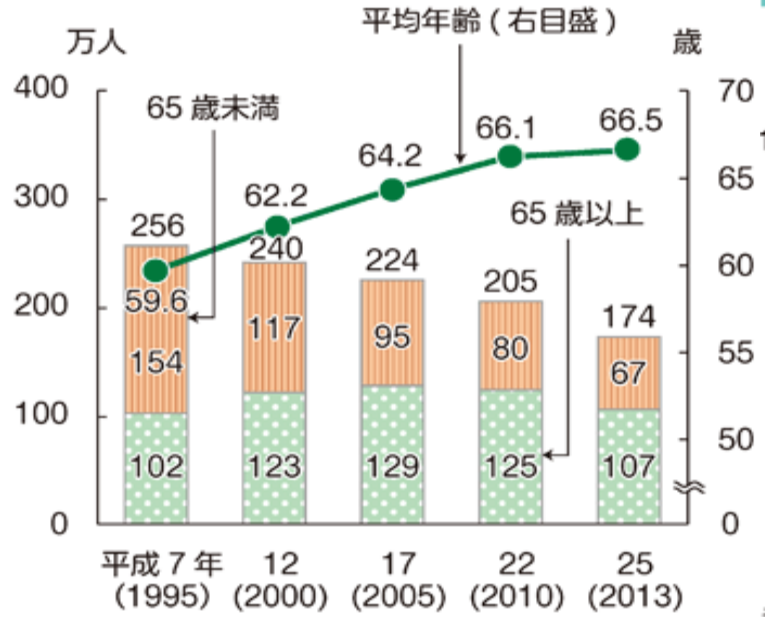

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

図2-1-21 年齢階層別基幹的農業従事者数（平成 25(2013)年）

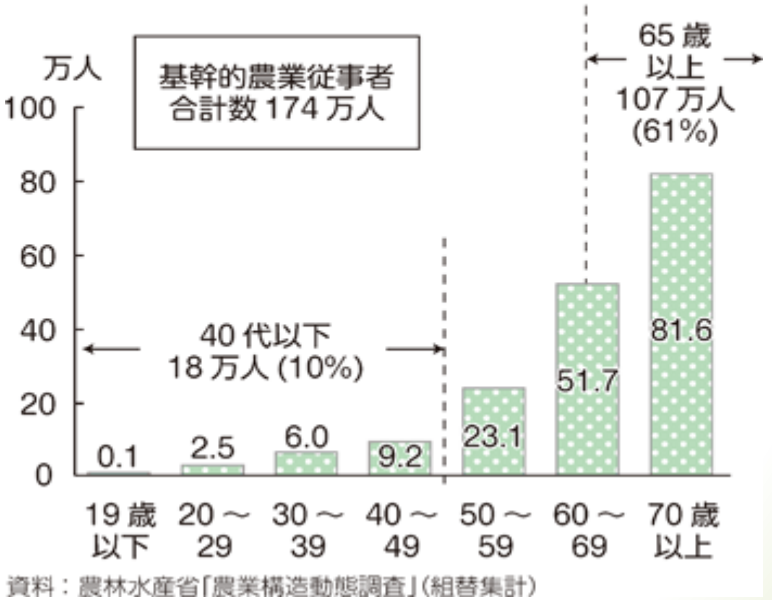

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（組替集計）

Ⅲ.農業法人の実態

（2）販売農家数の推移と実態（推移）

- 販売農家の総数は減少しているが、**5ha以上の販売農家数は増加**（都府県）

⇒規模拡大による構造改革は進んでいる

図2-1-13　経営耕地面積別販売農家数の推移

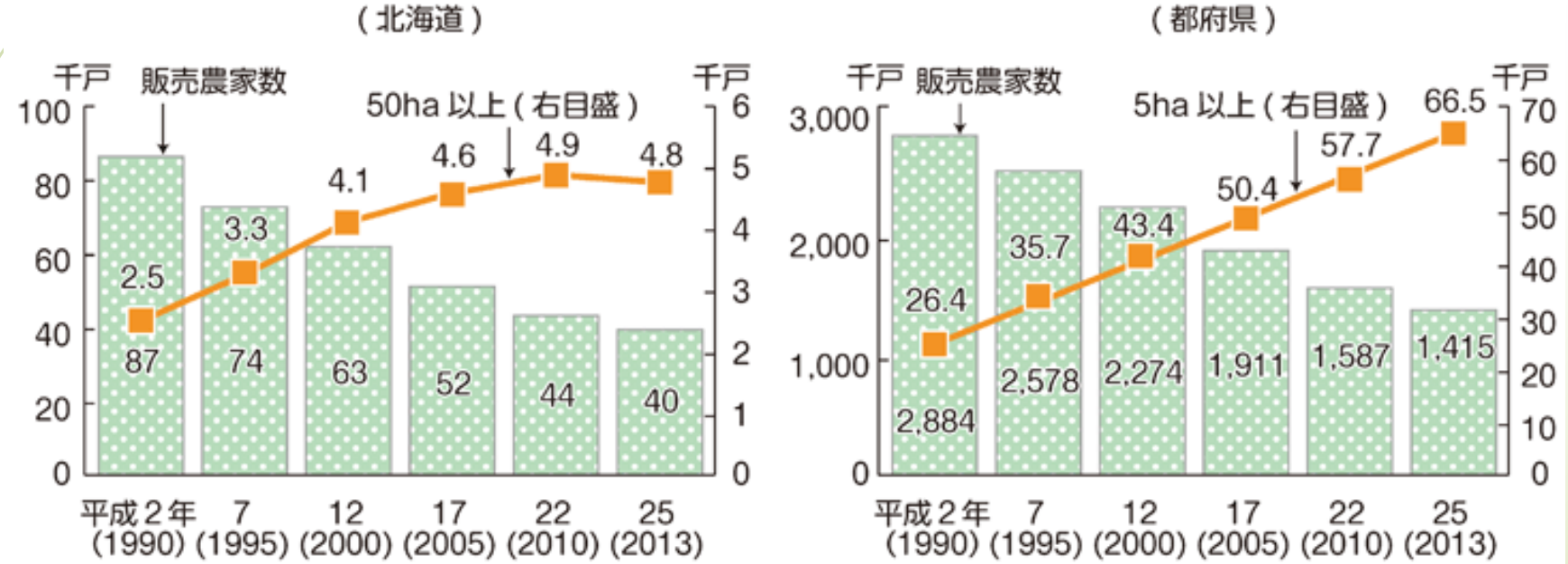

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

Ⅲ.農業法人の実態

２．農業法人の実態数字

- 法人経営体数は増加傾向
- 農地面積に占める法人の農地利用面積の割合も上昇

図2-1-14　法人経営体数と農地面積に占める利用面積の推移

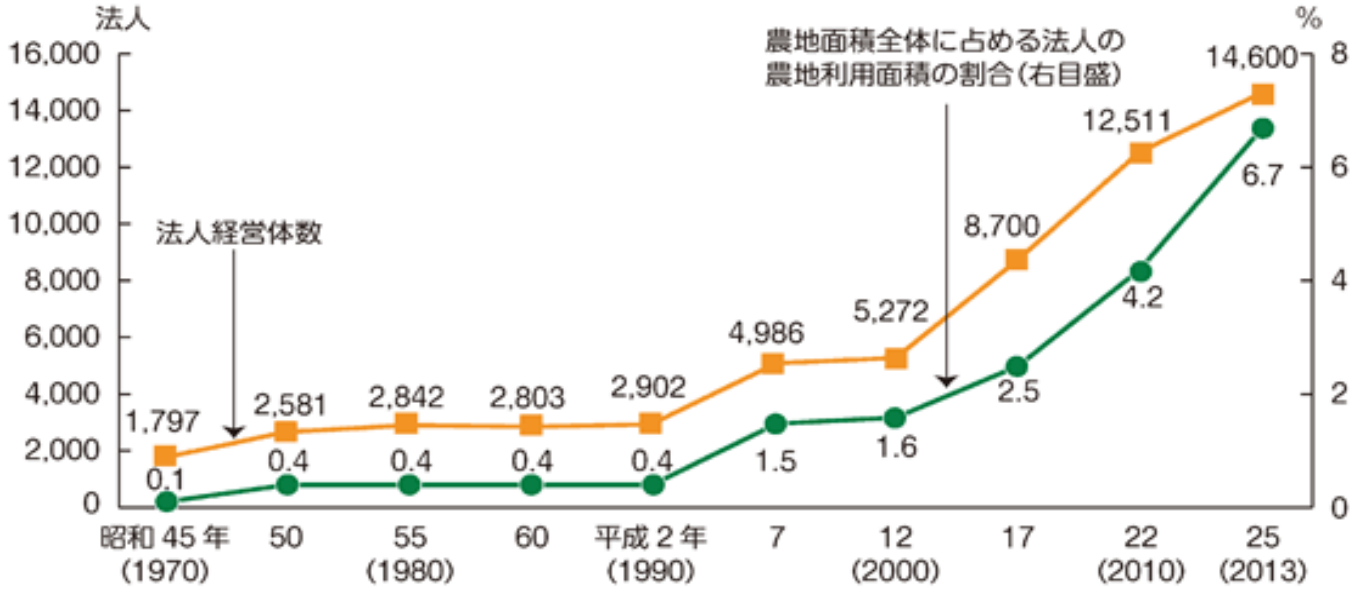

資料：農林水産省「農林業センサス」（平成 22（2010）年まで）、「農業構造動態調査」（平成 25（2013）年 ）、「耕地及び作付面積統計」に基づき作成
注：1）法人経営体は、農家以外の農業事業体のうち販売目的のものであり、1戸1法人は含まない。平成2（1990）年までは会社のみであり、平成7（1995）年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。
2）平成25（2013）年は牧草地経営体を含む。

【参考：家族経営体と組織経営体のシェア】単位：％

	農業経営体	家族経営体	組織経営体
経営体数	１００	９７.６	２.４
法人経営体数	１００	１６.０	８４.０
経営耕地面積	１００	８４.５	１５.５
農産物販売金額	１００	７０.３	２９.７

出典：農水省資料(「２０年間の農業構造の変化(平成28年４月)」

【参考：家族経営と法人経営の比較】

		家族経営(主業農家)	法人経営
経 営 体 数		359,720	12,511
	うち農産物販売金額１億円以上	2,118(0.6%)	3,036(24.3%)
	うち農産物の加工を行っている	14,388(4.0%)	1,896(15.2%)
経営耕地面積(平均)		9.2ha	33.5ha
年間農業従事者数(平均)		2.33人	4.09人
農業粗収益(平均)		1,250万円	3,568万円

出典：農水省資料(「農林業センサス(平成22年)」「農業経営統調査(平成25年)」

Ⅲ.農業法人の実態

補足：認定農業者の実態

- Ｈ22年度以降、**認定農業者の総数は減少傾向**

  但し、**法人経営体の数は増加**傾向。

⇒認定農業者に占める農業法人の割合増加

認定農業者の内、農業法人の割合

Ｈ21年度：5.7%　⇒　Ｈ25年度：7.7%

		22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月
認定農業者数		249,369	246,475	237,522	233,386	231,101
	前年同月差	+3,264	▲2,894	▲8,953	▲4,136	▲2,285
（うち法人数）		14,273	15,048	15,736	16,679	17,840
	前年同月差	+944	+775	+688	+943	+1,161

出典：農林水産省HPより。

Ⅲ.農業法人の実態

解　説

農業法人白書とは、日本農業法人協会が会員の農業法人及び法人化志向農業者を対象に、経営発展の動向を把握するため、経営の概要や様々な取り組み、政策への意向等に関する調査結果を基にした統計資料です。2010年から2015年まで毎年の調査結果を公表しています。

目　次

調査結果の概要
 回答法人プロフィール
売上の構成
 売り上げ規模と従事者一人あたりの売上高
 販売先の構成
 金融機関との取引
 過去1年の経営の状況と今後の見通し
経営強化の取組み
農作業事故の発生状況
 従業者の労働環境と福利厚生
TPP交渉大筋合意について
海外事業展開
 設備投資の状況
 再生可能エネルギーの取組み
制度・政策
 当協会活動

Ⅲ.農業法人の実態

3.日本農業法人協会会員の経営実態

（1）会社形態や売上規模等

- 会社形態は特例有限会社が57.4%、株式会社が24.0%。
- 業種は稲作が33.0%
- 経営の多角化段階は消費者直売、加工等の6次化進出割合が7割を超える。売上規模は1億円以上が33.9%を占める。

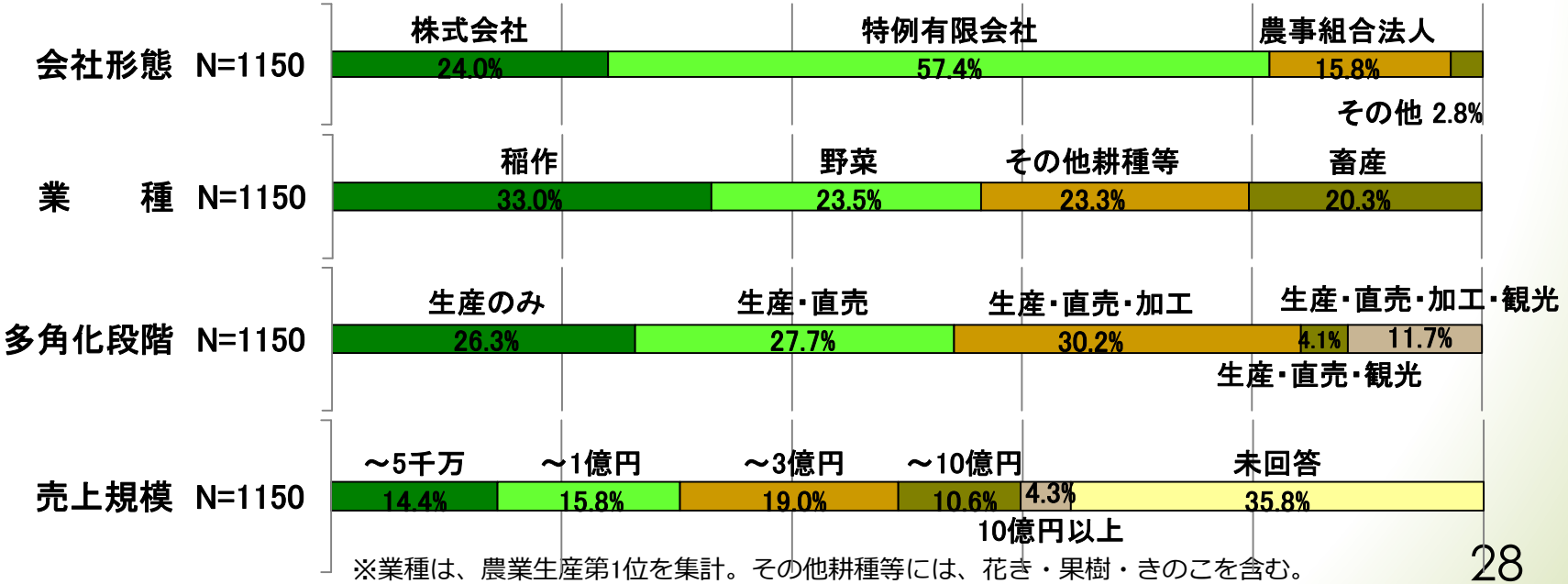

※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

Ⅲ.農業法人の実態

（2）経営者の年代と構成

- 経営者年齢は約6割が50～60代。**平均年齢は58.2歳**。
- 経営世代は創業者が50.2%。経営者の平均代数は1.7代。

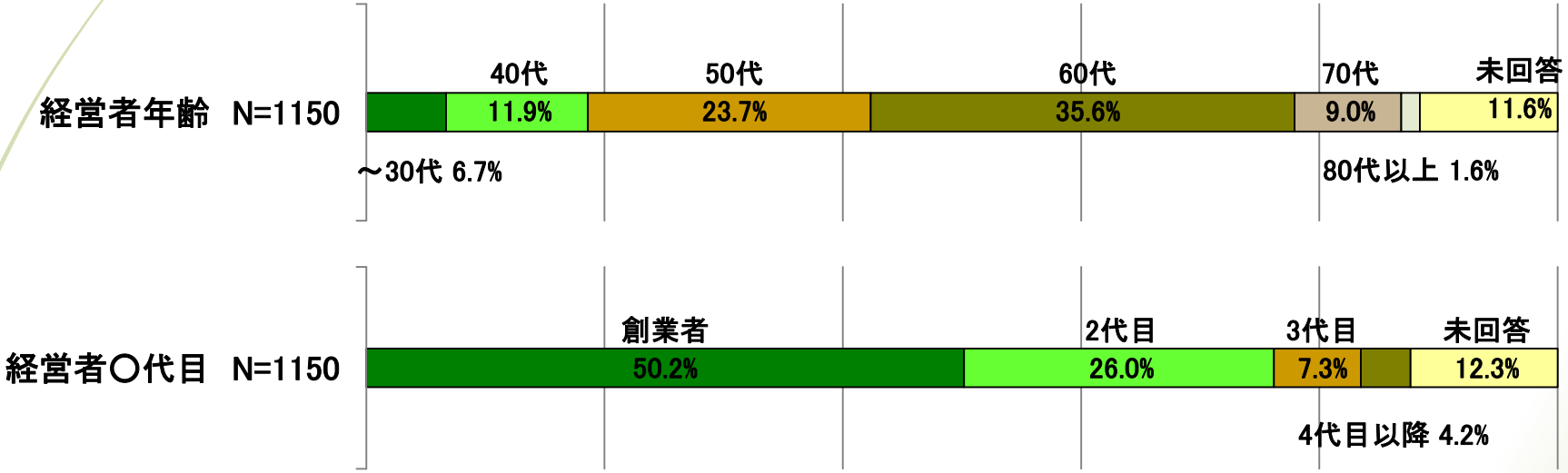

Ⅲ.農業法人の実態

（3）役員の人数と従業員数の規模

- 役員数は平均3.4名。約9割が5名以内。
- 従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.2名。10名以上が5割以上。

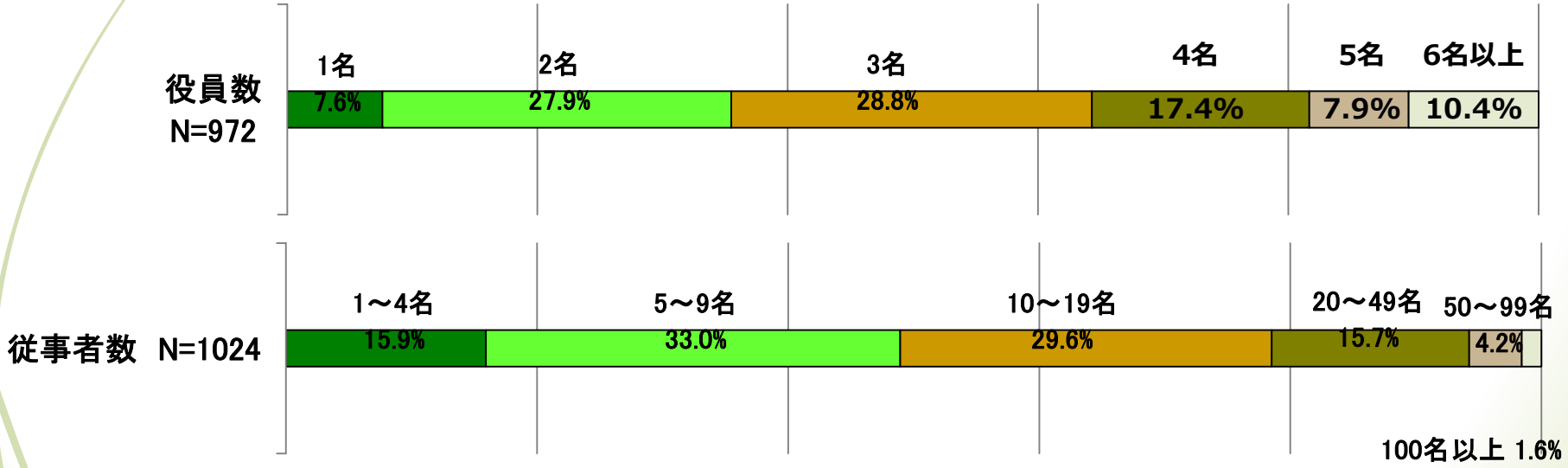

Ⅲ.農業法人の実態

（4）全国平均との比較

業種別の経営規模の平均

主業種 （農業生産第1位）	主な経営規模 （平均規模：有効回答）	農林水産省の統計による 経営規模の平均
稲　作	田　46.6ha：334社（50ha以上は35.0%）	田　1.4ha(2,046,267ha/1,432,522経営体）※1
露地野菜	畑　22.2 ha：93社（50ha以上は9.7%）	畑　1.3ha（1,371,521ha/1,078,739経営体）※1
施設野菜	生産施設　19,736㎡：83社（3万㎡以上は13.3%）	--
果　樹	樹園地　13.0ha：71社（20ha以上は12.7%）	樹園地　0.64ha（213,797ha/334,922経営体）※1
施設花き・花木	生産施設　12,832㎡：39社（2万㎡以上23.0%）	--
きのこ	生産施設　6,377㎡：15社	--
酪　農	経産牛　555頭：43社（500頭以上は25.6%）	経産牛　48.0頭（893.4千頭/18.6千戸）※2
肉用牛	肥育牛　2,067頭：34社	肥育牛　13.4頭（772千頭/57.5千戸）※2
養　豚	母豚　788頭：58社（1,000頭以上は25.9%）	母豚　170.2頭（885千頭/5.2千戸）※2
採卵鶏	採卵鶏　23万羽：44社（50万羽以上は11.4%）	採卵鶏　66,288羽（172,349千羽/2.6千戸）※2

※1　出典：2010年農林業センサス　　※2　畜産統計

Ⅲ.農業法人の実態

（5）営農類型別の売上高の平均

- 稲作と果樹の売上規模は、5割以上が1億円未満。きのこは、9割以上が1億円以上。
- 平均売上高は、稲作が前年同様最も低く8,983万円。

業種別の売上規模構成、平均売上高

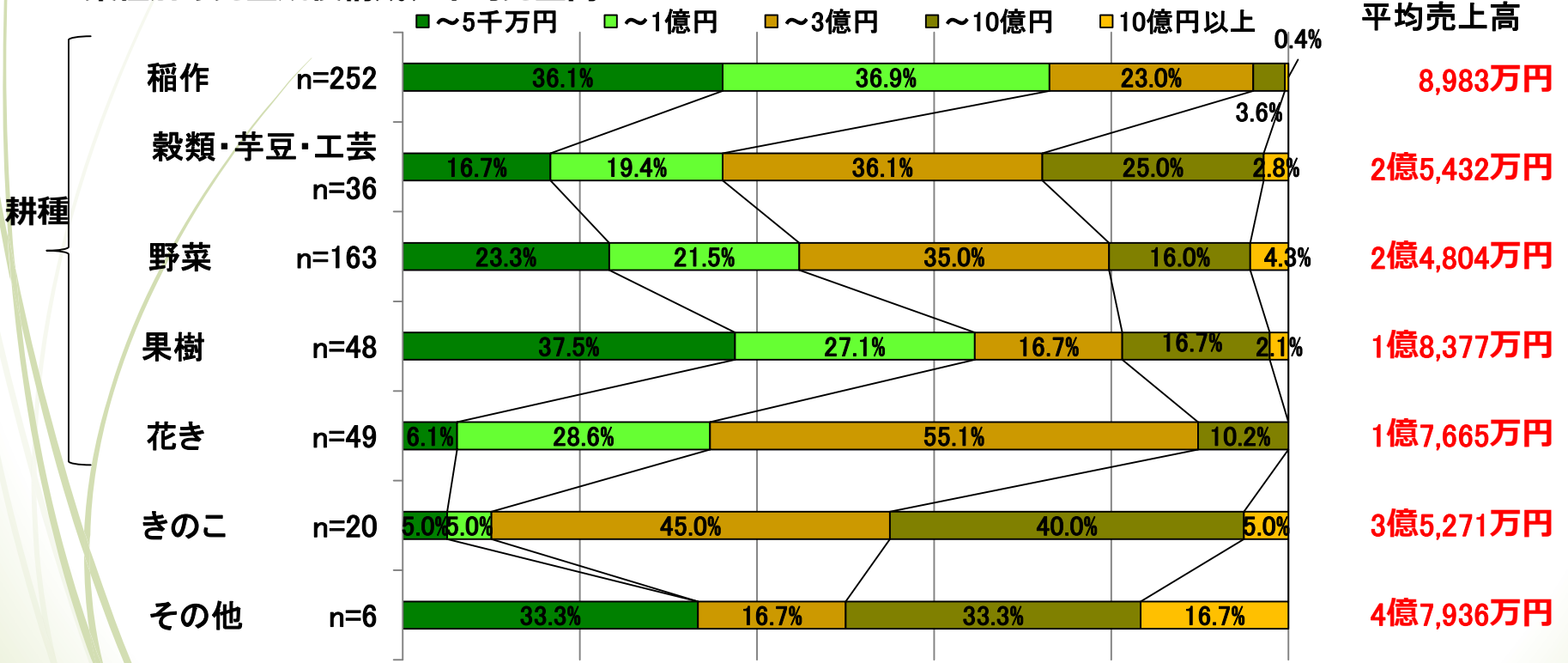

※業種は農業生産第1位を集計。その他は、直売所経営、事業組合等を含む。

Ⅲ.農業法人の実態

- 売上規模3億円以上は、酪農59%、肉牛58.1%、養豚47.7%、採卵鶏59%、ﾌﾞﾛｲﾗｰ72.8%。平均売上高は、養鶏が10億円超。

業種別の売上規模構成、平均売上高

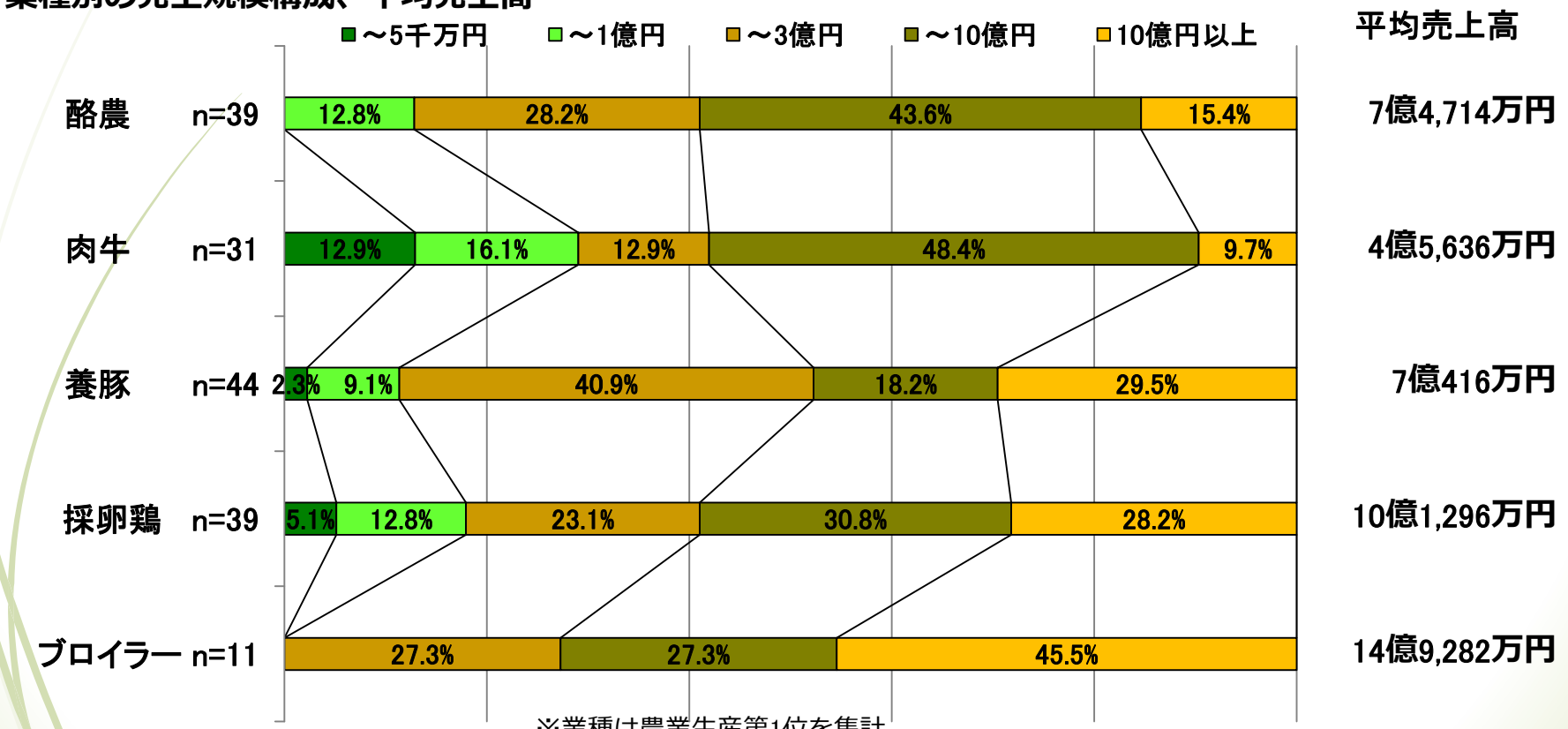

※業種は農業生産第1位を集計。

Ⅲ.農業法人の実態

（6）経営の多角化段階と売上高

- 平均売上高は「生産・直売・加工・観光」が3億7,989万円、「生産のみ」 が3億3,598万円の順
- 「生産・直売・加工・観光」の平均売上高は対前年比で約4割の伸び

多角化段階別の売上規模構成、平均売上高

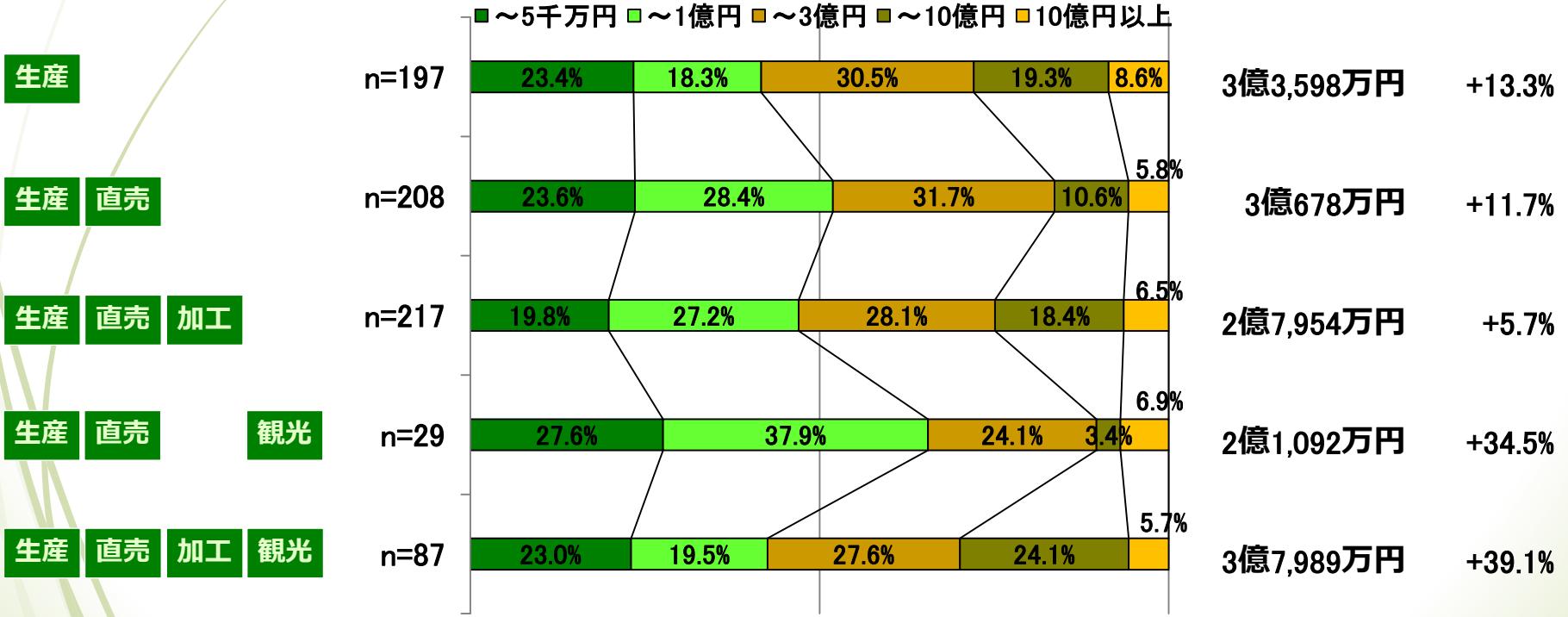

Ⅲ.農業法人の実態

（7）金融機関との取引

- 公庫との取引が71.6%で最も多く、次いで民間金融機関、農協と続く
- 野菜の経営体においては、民間金融機関からの借入れが42.2%と際立つ

借入れのある金融機関について　n=504

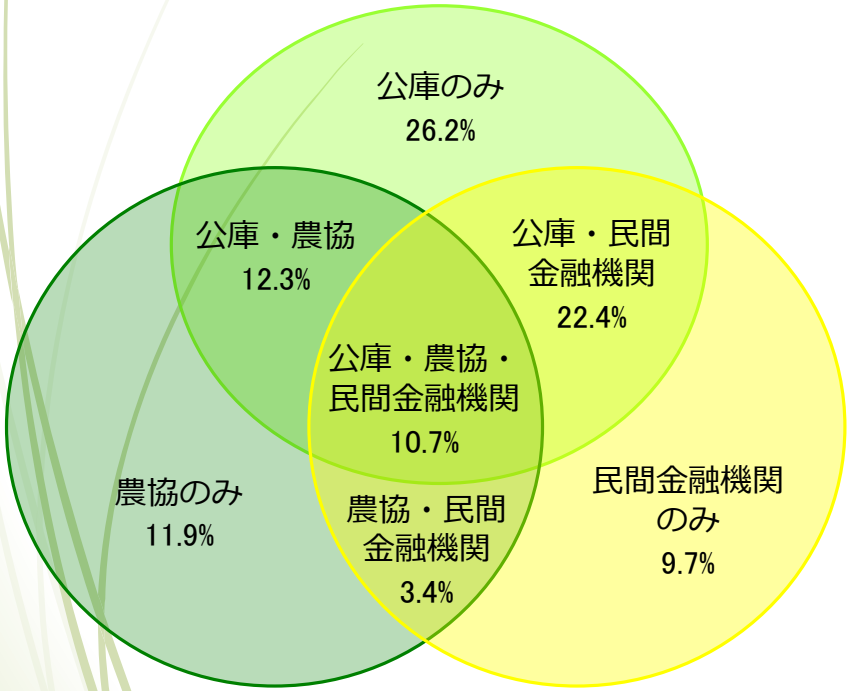

借入金の構成比

項目		有効回答	民間金融機関	農協※	公庫※	構成員	私募債	その他
全体		439	35.8%	9.0%	46.9%	5.9%	0.8%	1.6%
売上規模	～5千万円未満	103	24.5%	16.6%	30.0%	23.6%	－	5.3%
	～1億円未満	130	13.0%	23.6%	45.7%	13.7%	1.0%	3.0%
	～3億円未満	142	25.8%	13.4%	48.5%	9.5%	0.1%	2.8%
	～10億円未満	70	34.9%	11.0%	48.5%	5.0%	0.5%	0.1%
	10億円以上	25	45.4%	2.3%	46.9%	2.2%	1.5%	1.7%
	売上未回答	23	44.7%	4.7%	45.8%	2.6%	0.2%	2.0%
作目	稲作	171	29.7%	18.8%	42.3%	7.2%	0.3%	1.7%
	野菜	86	42.2%	7.6%	31.6%	13.3%	1.4%	3.9%
	その他耕種等	87	38.1%	9.4%	40.6%	9.3%	1.6%	0.9%
	畜産	95	35.2%	7.0%	52.9%	3.1%	0.6%	1.2%

※農協には信農連、農林中央金庫を含む。公庫とは（株）日本政策金融公庫。

農業近代化資金	農業経営基盤強化資金 （スーパーＬ資金）
＜限度額＞ 個人１８百万円 法人･団体２００百万円	個人３００百万円（特認2倍） 法人１,０００百万円（特認2倍） ※特認は従業員数による
＜金利＞０．１％ ※国，都道府県から利子補給	0.2～0.3%（特例は5年間無利子）
＜期間＞原則１５年以内	最長２５年以内
＜取扱＞ＪＡ，信連，農中，銀行等	日本政策金融公庫， 沖縄振興開発金融公庫
＜その他＞農業信用基金協会	農地の取得可

図表 2-1-6　融資機関別の農業経営向け融資残高

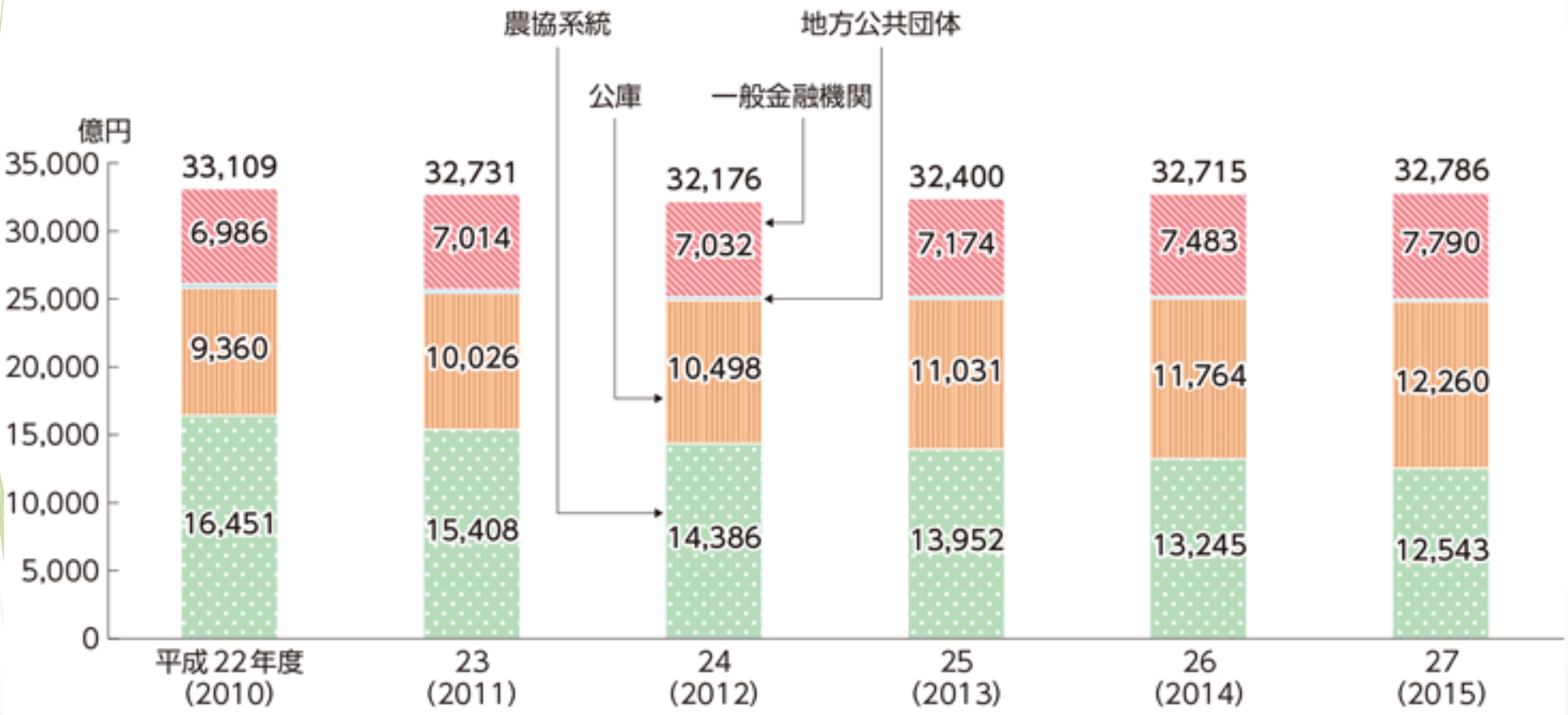

資料：農林水産省調べ
　注：一般金融機関には林業向けの融資残高も含まれる。

Ⅲ.農業法人の実態

（8）抱えている経営課題

- 経営課題は、「生産」が最多。次いで「6次化」「人材育成」が上位

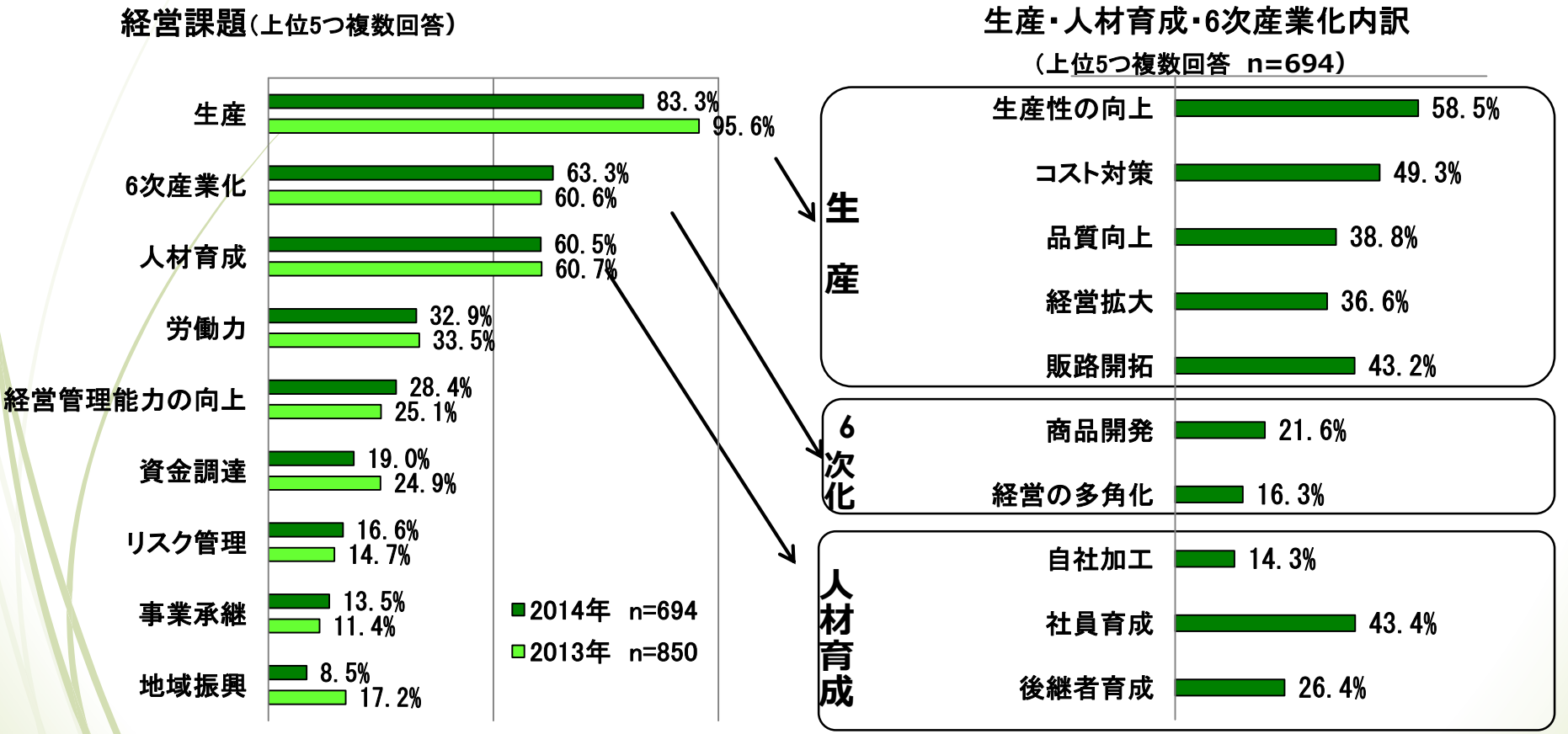

別の視点では・・・農業法人の課題って・

農業経営は家族経営が中心で、法人は少数派であり、政府が目標としている５万法人はハードルの高い（年3,500法人ずつ増加または前年比13%増を続けないと達成しない状況)。 個人経営を法人化することで経営を強化する考えは重要であるものの、誰でも法人化すれば経営が良くなるわけではありません。法人経営では、人材の育成・社会保障などの管理費の増加など、より高度な経営管理能力が求められます。そのため、法人化を進めるにあたって、経営者の人材育成が必要となります。既存の農業法人の経営者の中には、ＢＳを見て経営を行うことのできない経営者も多々いるとのことです。そのため、税理士や中小企業診断士などの農外専門家と先進的な農業法人が連携し、力強い法人経営者の育成が必要です。

規模拡大していくと、作物栽培期間が分散し機械の効率利用の検討や収量･品質確保に向けた栽培品種等の分析等の労力も増大します。また、雇用人員の増加もあり、適切な指導体制や評価制度の構築が必要となってきます。そもそも労働力の確保が大切です。しかしながら、人材育成をきちんとできている経営者は少ない状況です。

規模拡大していくには農地集積･集約化が必要ですが、農村文化として先祖代々の農地を簡単に手放さない状況があり、借り手も条件の良い農地だけを預かる状況となっていません。

当然、資金調達が必要で、そのノウハウも必要となります。

Ⅲ.農業法人の実態

（9）経営課題の相談先

- 経営課題の相談先は、税理士・会計士が63.0%で最多
- 多角化段階が進んだ「生産・直売・加工・観光」は2位が経営者

経営課題の相談先

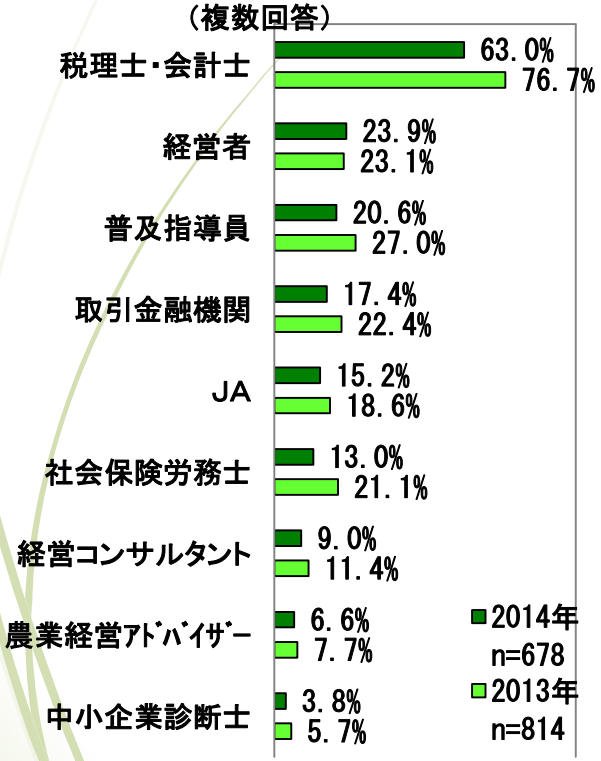

経営課題の相談先上位3位

区分		有効回答	1位	2位	3位
多角化段階	生産	173	税理士・会計士	JA	普及指導員
	生産・直売	185		普及指導員	経営者
	生産・直売・加工	210			取引金融機関
	生産・直売・観光	28			
	生産・直売・加工・観光	82		経営者	普及指導員
売上規模	～5千万円未満	102	税理士・会計士	普及指導員 JA	
	～1億円未満	112		普及指導員	取引金融機関
	～3億円未満	143		取引金融機関	社労士
	～10億円未満	76			
	10億円以上	31			経営者

Ⅲ.農業法人の実態

（10）人材育成制度の導入状況

・人材育成制度の実施・活用について、「自社独自の研修プログラム」で、従事者規模が大きくなるにつれて高まる
・人材育成の研修目的は、「自社の従業員の能力向上」が約9割

従事者規模別人材育成制度導入率（複数回答）

項目		制度等の実施・活用							研修目的				
		有効回答	農の雇用事業	特に活用していない	自社独自の研修プログラム	次世代経営者育成タイプ	青年就農給付金(準備型)の研修受け入れ機関	法人独立支援タイプ	有効回答	自社の従業員の能力向上	自社の経営幹部育成	独立支援（自社と連携・のれん分け）	独立支援(自社とは別経営・地域の担い手育成)
全体		585	60.7%	30.3%	9.7%	4.4%	4.1%	3.6%	526	88.8%	40.3%	9.7%	8.0%
従事者規模	1～4名	83	48.2%	47.0%	6.0%	1.2%	1.2%	0.0%	64	85.9%	45.3%	6.3%	4.7%
	5～9名	186	53.8%	34.9%	7.5%	4.3%	5.9%	3.8%	172	86.0%	33.1%	9.3%	9.9%
	10～19名	189	66.1%	23.8%	10.1%	6.3%	3.7%	3.7%	171	91.2%	39.8%	9.4%	5.8%
	20～49名	94	73.4%	20.2%	11.7%	4.3%	5.3%	5.3%	91	89.0%	42.9%	12.1%	12.1%
	50～99名	25	56.0%	36.0%	24.0%	4.0%	－	8.0%	20	95.0%	75.0%	20.0%	5.0%
	100名以上	8	87.5%	－	25.0%	－	－	－	8	100.0%	50.0%	－	－

Ⅲ.農業法人の実態

（11）独立支援の取組み

・独立支援の取組みを「行っている」経営体が27.7%
・従事者規模が20～49名の経営体は、独立支援を行っている割合が高い

独立支援の取組み　N=546

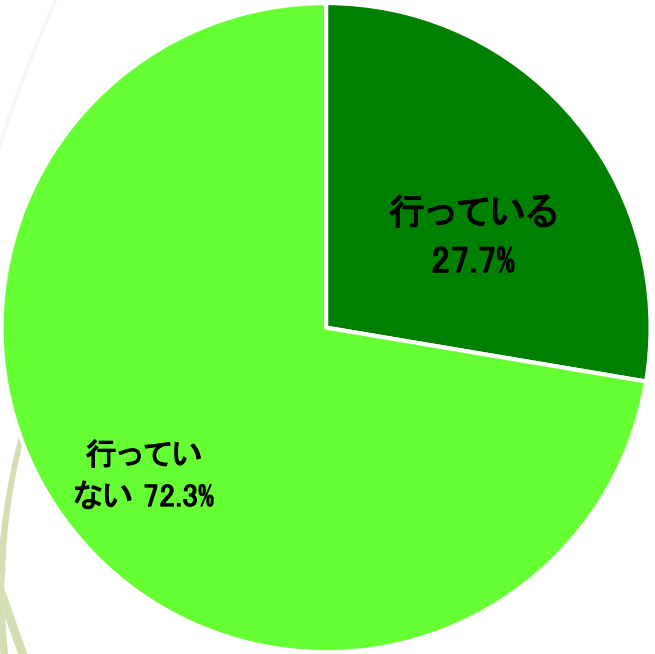

従事者規模別の独立支援の取組み状況

項目		有効回答	販売・仕入の連携	農地斡旋	資金供与（自社からの貸付け等）	資金斡旋	その他	特に行っていない
全体		487	18%	12%	3%	3%	5%	72%
従事者規模	1～4名	65	11%	11%	－	－	2%	85%
	5～9名	158	18%	14%	3%	4%	4%	72%
	10～19名	157	18%	11%	4%	3%	8%	72%
	20～49名	77	23%	14%	6%	6%	8%	62%
	50～99名	22	23%	5%	－	9%	5%	73%
	100名以上	8	－	－	－	－	－	100%

Ⅲ.農業法人の実態

（12）農業法人の福利厚生

・社会保険等の加入状況は、労災保険が97.1%、雇用保険が90.6%、健康保険が82.0%

社会保険等の加入状況

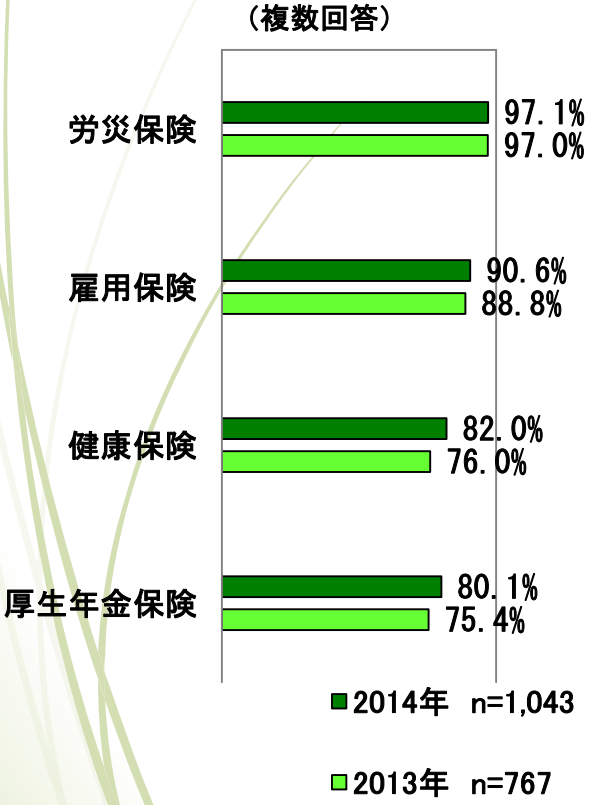

社会保険等の加入状況（複数回答）

項　目		有効回答	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
全　体		1,043	97.1%	90.6%	82.0%	80.1%
従業員規模	未回答	89	96.6%	84.3%	71.9%	67.4%
	1～4名	145	89.7%	80.0%	80.7%	76.6%
	5～9名	313	96.5%	88.5%	78.6%	76.0%
	10～19名	290	99.7%	94.5%	82.8%	83.1%
	20～49名	152	100.0%	98.0%	88.2%	86.8%
	50～99名	39	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%
	100名以上	15	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
作目	稲作	347	96.5%	83.6%	78.1%	76.4%
	野菜	235	98.3%	95.3%	79.1%	78.3%
	その他耕種等	242	99.2%	92.6%	81.4%	79.8%
	畜産	219	94.5%	94.5%	91.8%	88.1%
多角化段階	生産のみ	262	95.4%	91.2%	82.4%	79.4%
	生産・直売	295	96.9%	85.8%	80.7%	79.0%
	生産・直売・加工	320	98.1%	93.1%	83.8%	82.5%
	生産・直売・観光	40	95.0%	87.5%	82.5%	75.0%
	生産・直売・加工・観光	126	99.2%	95.2%	79.4%	79.4%

Ⅲ.農業法人の実態

（13）６次産業化の取組み意向

・6次産業化への今後の取組みでは、「経営の多角化意向」が96.3%
・内訳では、経営多角化で「自社加工」、異業種連携で「加工・製造業」が最も多い

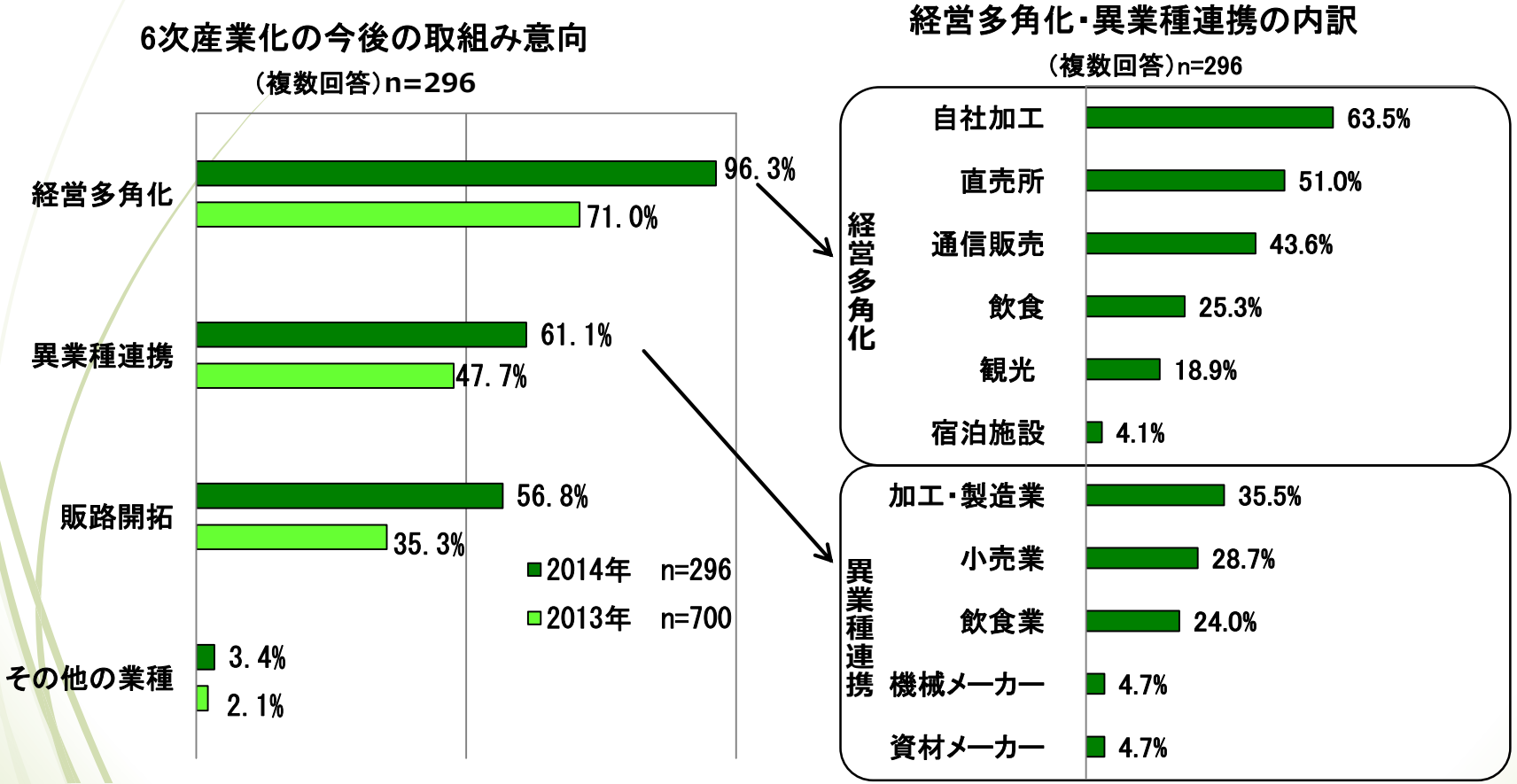

Ⅲ.農業法人の実態

（14）６次産業化の取組む場合の課題

・6次産業化に取組む場合の課題は、「事業ノウハウの獲得」48.4%
・特に、「観光」を行っている経営体は、「人材育成」の割合が高くなっている

6次産業化に取組む場合の課題
（複数回答）n=382

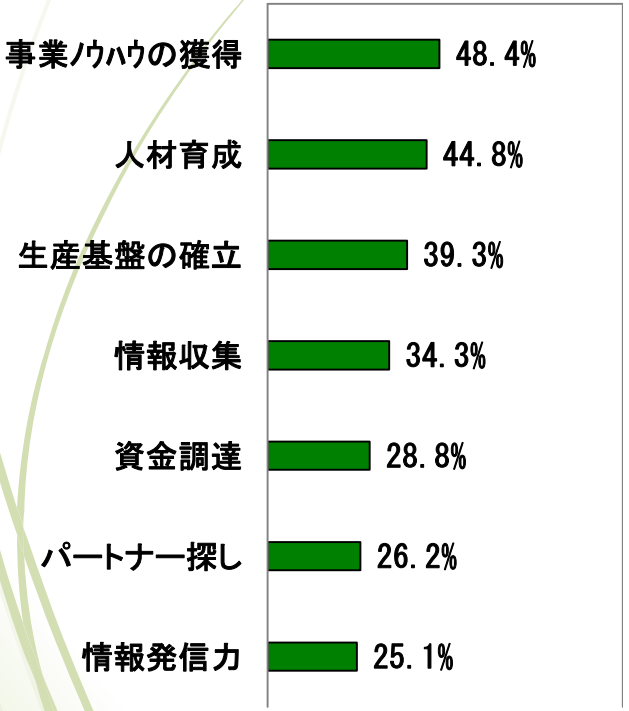

経営多角化段階でみた内訳　（複数回答）
n=382

項目		有効回答	情報収集	生産基盤の確立			事業ノウハウの獲得	人材育成	パートナー探し	資金調達	情報発信力
				生産拡大※	技術向上※	労働力確保※					
多角化段階	生産のみ	71	39.4%	11.3%	18.3%	18.3%	43.7%	40.8%	26.8%	15.5%	14.1%
	生産・販売	112	31.3%	14.3%	24.1%	24.1%	50.0%	34.8%	28.6%	32.1%	26.8%
	生産・販売・加工	120	37.5%	15.0%	39.2%	32.5%	52.5%	49.2%	25.8%	30.8%	27.5%
	生産・販売・観光	21	33.3%	19.0%	23.8%	23.8%	42.9%	57.1%	28.6%	23.8%	38.1%
	生産・販売・加工・観光	58	27.6%	27.6%	51.7%	32.8%	44.8%	55.2%	20.7%	36.2%	25.9%

※「生産基盤の確立」の内数。

Ⅲ.農業法人の実態

（15）過去・今後一年の設備投資

・今後一年の設備投資目的は、「更新・維持・補修」の割合が最も高く、新規設備への投資意欲が低い

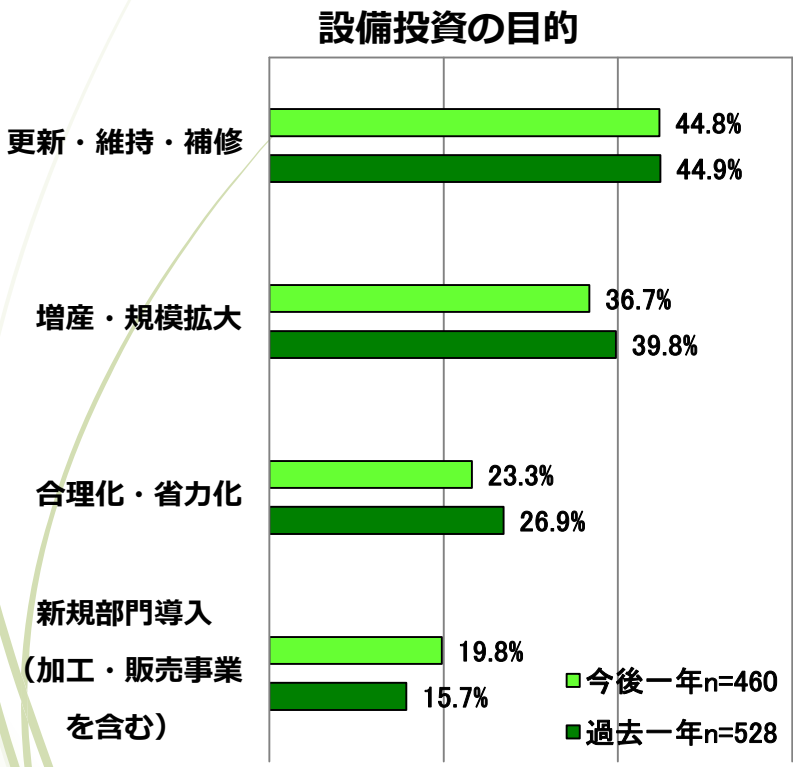

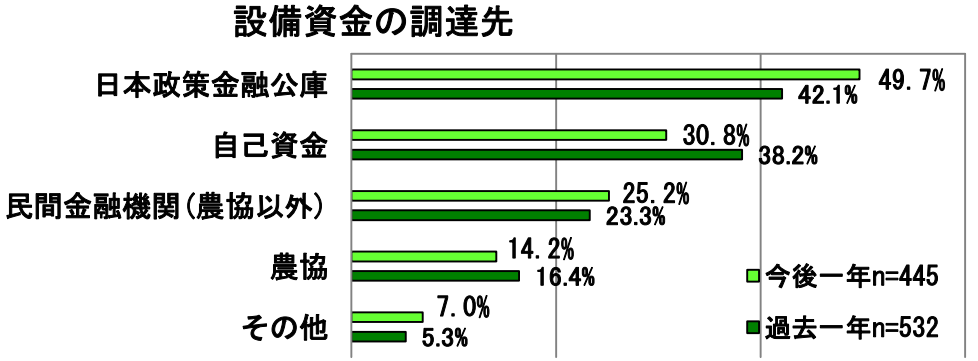

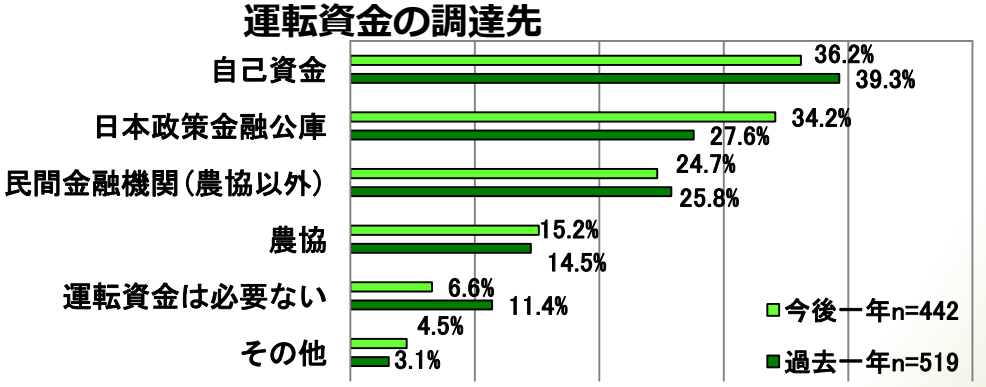

Ⅲ.農業法人の実態

（16）農業機械購入と開発

- 農業機械の購入にあたって重視する事項は、価格、修理・整備対応、性能が上位
- 全ての業種において「製造メーカー」を重視する経営体は約15%

購入にあたって重視する事項

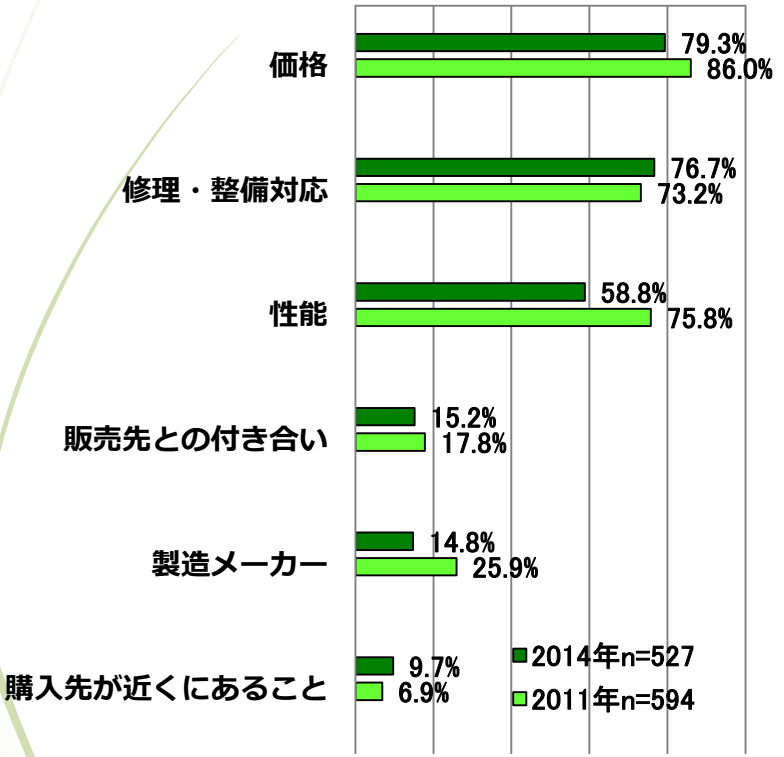

売上規模・作目別重要項目

項目		有効回答	価格	修理	製造メーカー	性能	販売店との付き合い	JA	購入先
売上規模	～5千万円未満	87	77%	76%	10%	57%	16%	14%	16%
	～1億円未満	86	80%	79%	17%	55%	16%	10%	8%
	～3億円未満	106	79%	77%	18%	62%	12%	4%	6%
	～10億円未満	55	73%	78%	18%	65%	18%	2%	9%
	10億円以上	21	81%	76%	5%	81%	10%	5%	5%
	売上未回答	172	82%	75%	14%	55%	16%	9%	10%
作目	稲作	196	81%	77%	14%	53%	18%	16%	11%
	野菜	123	78%	78%	15%	59%	17%	7%	11%
	その他耕種等	117	78%	74%	15%	66%	11%	3%	12%
	畜産	91	80%	78%	15%	62%	12%	1%	3%

Ⅲ.農業法人の実態

（16）農業機械購入と開発

- 必要な性能を有した農機がない場合の対応は、「メーカーへの製作依頼」が79.9%
- メーカーへの製作依頼では、「少額なら可」が50%

必要な性能を有した農機がない場合の対応（複数回答）

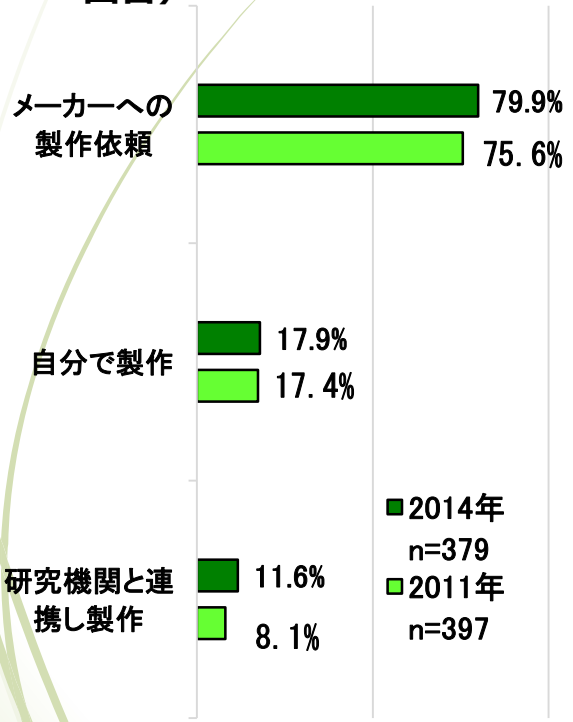

メーカーへの製作依頼の内訳（複数回答）

項目		有効回答	メーカーへの製作依頼			自己開発	研究機関と連携開発
			高額でも可	多少高額でも可	少額なら可		
全体		303	5%	45%	50%	22%	15%
売上規模	～5千万円未満	61	1.6%	41.0%	57.4%	13.1%	9.8%
	～1億円未満	43	4.7%	39.5%	55.8%	30.2%	14.0%
	～3億円未満	63	7.9%	49.2%	42.9%	22.2%	17.5%
	～10億円未満	31	16.1%	61.3%	22.6%	25.8%	12.9%
	10億円以上	14	0.0%	78.6%	21.4%	21.4%	21.4%
	売上未回答	91	3.3%	37.4%	59.3%	24.2%	15.4%
作目	稲作	108	6%	38%	56%	22%	12%
	野菜	80	9%	44%	48%	20%	11%
	その他耕種等	66	3%	52%	45%	23%	20%
	畜産	49	2%	55%	43%	27%	18%

Ⅲ.農業法人の実態

（17）提言すべき制度・政策について

- 政策提言すべき制度・政策は、「経営所得安定対策」が42.5%で最多
- 業種別の最多回答は、稲作が「経営所得安定対策」60.4%、野菜が「人材確保・育成」46.2%、その他耕種等が「人材確保・育成」45.9%、畜産が「経営所得安定対策」51.2%

政策提言すべきと思う制度・政策について(複数回答)

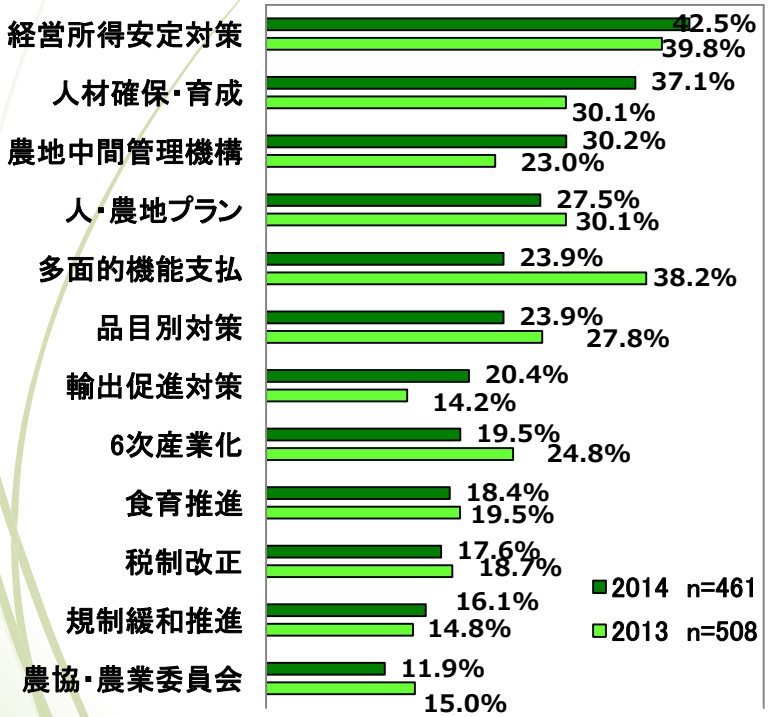

項目･業種	全体 N=461 (100.0%)	業種			
		稲作 n=164 (35.6%)	野菜 n=104 (22.6%)	その他耕種等 n=109 (23.6%)	畜産 n=84 (18.2%)
経営所得安定対策	42.5%	60.4%	28.8%	22.0%	51.2%
人材確保･育成	37.1%	25.0%	46.2%	45.9%	38.1%
農地中間管理機構	30.2%	39.0%	29.8%	28.4%	15.5%
人･農地プラン	27.5%	31.7%	29.8%	27.5%	16.7%
多面的支払（日本型直接支払）	23.9%	39.0%	15.4%	14.7%	16.7%
品目別(野菜、果樹、畜産等)対策	23.9%	9.1%	25.0%	29.4%	44.0%
輸出促進対策	20.4%	21.3%	20.2%	24.8%	13.1%
6次産業化の推進	19.5%	14.0%	17.3%	26.6%	23.8%
食の信頼確保･食育推進	18.4%	15.9%	18.3%	18.3%	23.8%
税制	17.6%	15.9%	14.4%	16.5%	26.2%
規制改革	16.1%	11.0%	15.4%	15.6%	27.4%
農協･農業委員会	11.9%	15.9%	14.4%	9.2%	4.8%

Ⅳ.農業法人とＪＡグループ

１．農業法人のＪＡ組織・職員との関係

(1) 農業法人の経営者は大半が組合員だが、役員や部会参加は少ない。

(2) ＪＡ職員の訪問がある法人では、販売または購買事業を一部利用している。

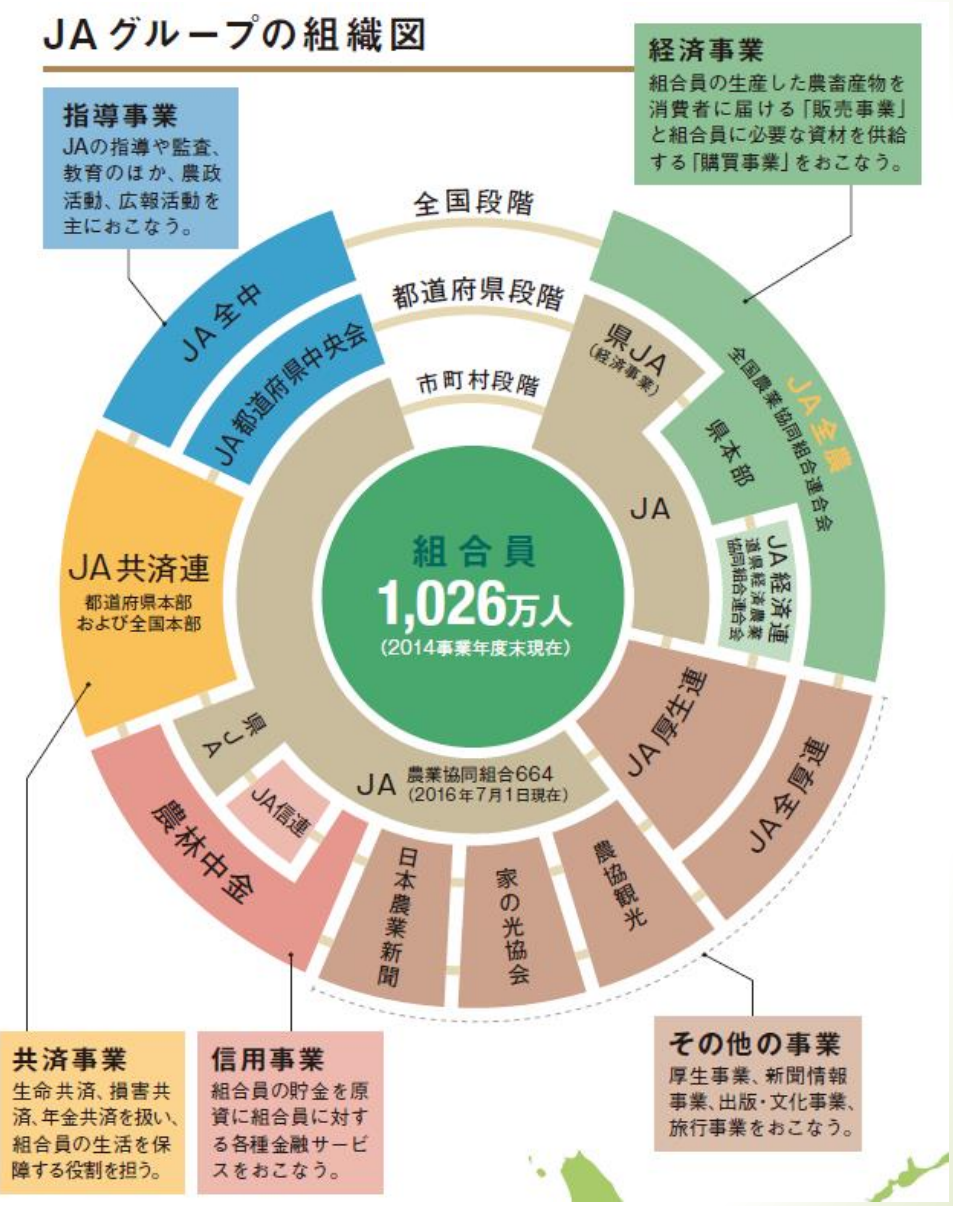

Ⅳ.農業法人とＪＡグループ

２．ＪＡ事業の利用状況

(1) 信用事業

① 決済ではほとんどがＪＡを利用している。小作料支払の決済に利用。

② 資金借入は少ない。短期資金借入は地銀が多く、長期資金借入は公庫が多い。

(2) 購買事業

① 条件が合えば利用するケースが多い。

② ＴＡＣや全農からの働きかけも利用の契機になっている。

(3) 販売事業

① 米についても米以外においても利用は少ない。

② 法人自らが販売先をみつけて、価格設定を行い、販売先のニーズの直接把握の要望が強い。

(4) 施設関連事業

① 現在利用しなくても利用ニーズがある。

② (ＪＡの販売事業を利用しないと)施設利用をＪＡが断る場面もあるとのこと。

Ⅳ.農業法人とＪＡグループ

３．法人側からみたＪＡの課題

(1) 営農担当者の削減等にみられる経済事業への消極的な対応。

(2) 販売・購買事業
① 農業者の所得・手取りを増やす工夫をすべき。
② 販売代金の精算に時間がかかる。

(3) 1人１票制や現在の理事の選び方では、ガバナンス・組織運営に農業法人の参画が困難で、担い手ニーズがＪＡ組織運営に反映されにくい。

４．法人からＪＡへの要望

(1) 差別化販売商品の開発や販売経費内容の開示。
(2) 生産資材の競争力のある価格設定。
(3) 施設利用において、柔軟性のある利用料金の設定やＣＥにおける区分出荷。
(4) ガバナンス(理事選定や理事会運営)の工夫や改善。
(5) 地域農業ビジョンへの関与の強化。
(6) 法人等担い手が増加する中で、農業者が苦手とする財務管理・労務管理等の支援。

Ⅴ.労働力確保の取り組み

担い手と言われる農業法人も実は…人手不足に困っている…？

まず、日本国内の労働力はどうなっているのか?

「日本の総人口は、減少傾向へ、労働力人口は大幅に減少する…」

総務省統計局の人口推計によると、2015年2月1日の日本の総人口は1億2,699万人(確定値)で、2011年以降、減少傾向が顕著になっています。

働く人と失業者を合計した労働力人口は、2013年に6,577万人と、景気回復や共働き環境の整備で、女性などの労働参加が増えたため、前年比22万人増えたが、中長期的には高齢化や人口減で働き手の減少は避けられません。

女性や高齢者の労働参加が全く進まない最も悲観シナリオの場合、労働力人口は2060年に3,795万人と今より42%減少するとのことです。(日経記事より)

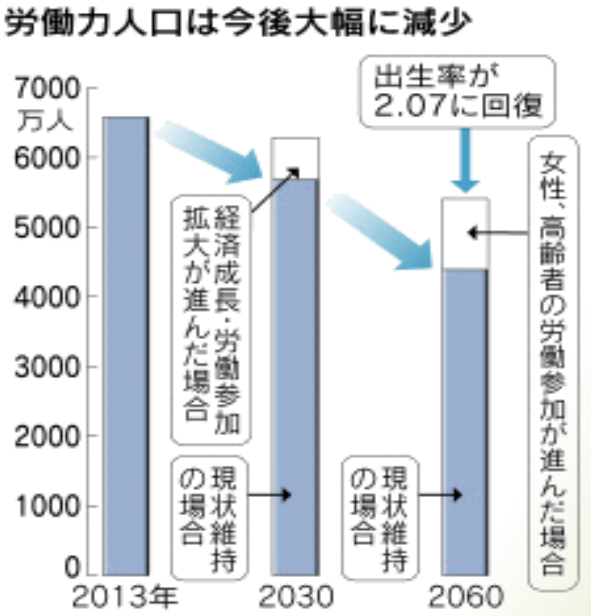

そんな中で、日本における外国人労働はどうなっているの？

➢日本で就労する外国人労働者数　９０７,８９６人（平成２７年１０月末）
➢在留資格別の割合（平成２７年１０月末）
「身分に基づく在留資格」　４０．４％
「技能実習生」　１８．５％
「専門的・技術　的分野の在留資格」　１８．４％

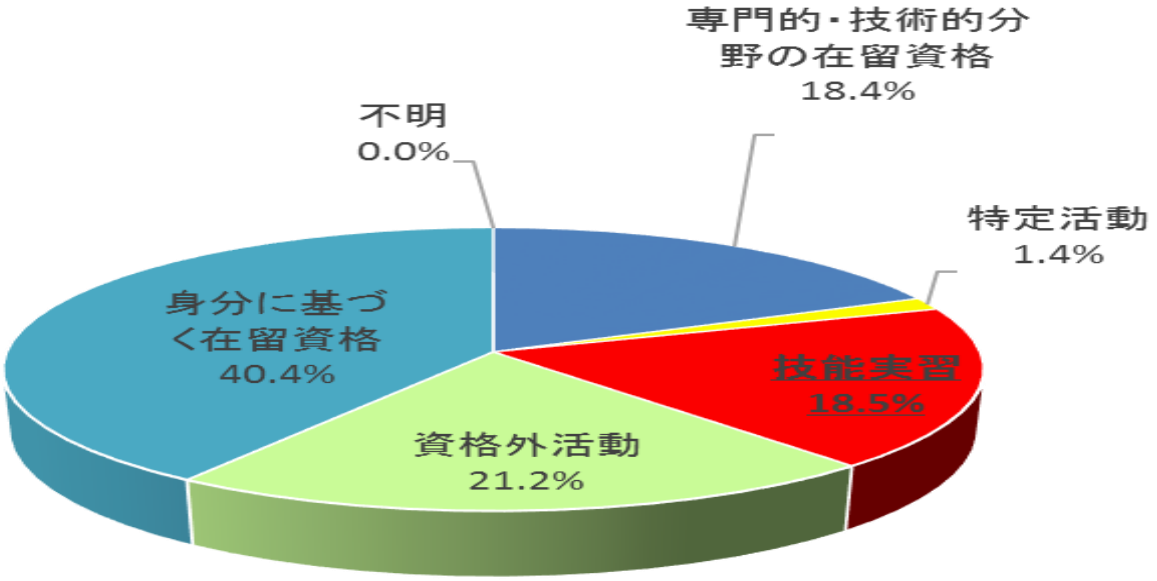

①　就労目的で在留が認められている者　約１６．７万人
いわゆる「専門的・技術的分野」

②　特定活動　約１．２万人
EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

③　技能実習　約１６．８万人
技能実習生（技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的）

④　資格外活動　約１９．２万人
学生のアルバイト（１週２８時間以内）等

⑤　身分に基づき在留する者　約３６．７万人
「定住者（主に日系人）」、「永住者」、「日本人の配偶者等」等

日本の畑作・施設園芸・畜産農業者も規模拡大に伴い、労働力の確保に苦慮している

消費地で年間通して野菜等の旺盛な需要に対応するためには、土日･祭日も含め、連日収穫･出荷を行う必要があり、**慢性的な人手不足**が続いています。
現在、制度の趣旨とは乖離しているが、「外国人技能実習制度」を活用してその対応をしています。

(1) 「外国人技能実習制度」の趣旨

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識(以下「技能等」という)を修得させようとするニーズがあります。
我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。
この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

(2) 「外国人技能実習制度」の概要

技能実習制度は、最長３年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業･職業上の技能等の修得･習熟をすることを内容とするものです。この場合、技能実習生は入国後に講習(日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義など)を受けた後、実習実施機関との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。技能修得の成果が一定水準以上に達していると認められるなどして「技能実習２号」への変更許可を受けることによって、最長３年間の技能実習が行えることとなります。

技能実習生の受入れ状況

➢技能実習生数　約１９２,６５５人（平成２７年末）
➢農業分野の技能実習生数　約２４,０００人（平成２７年末）
➢農業生産現場では必要な農業人材（労働力）となっている

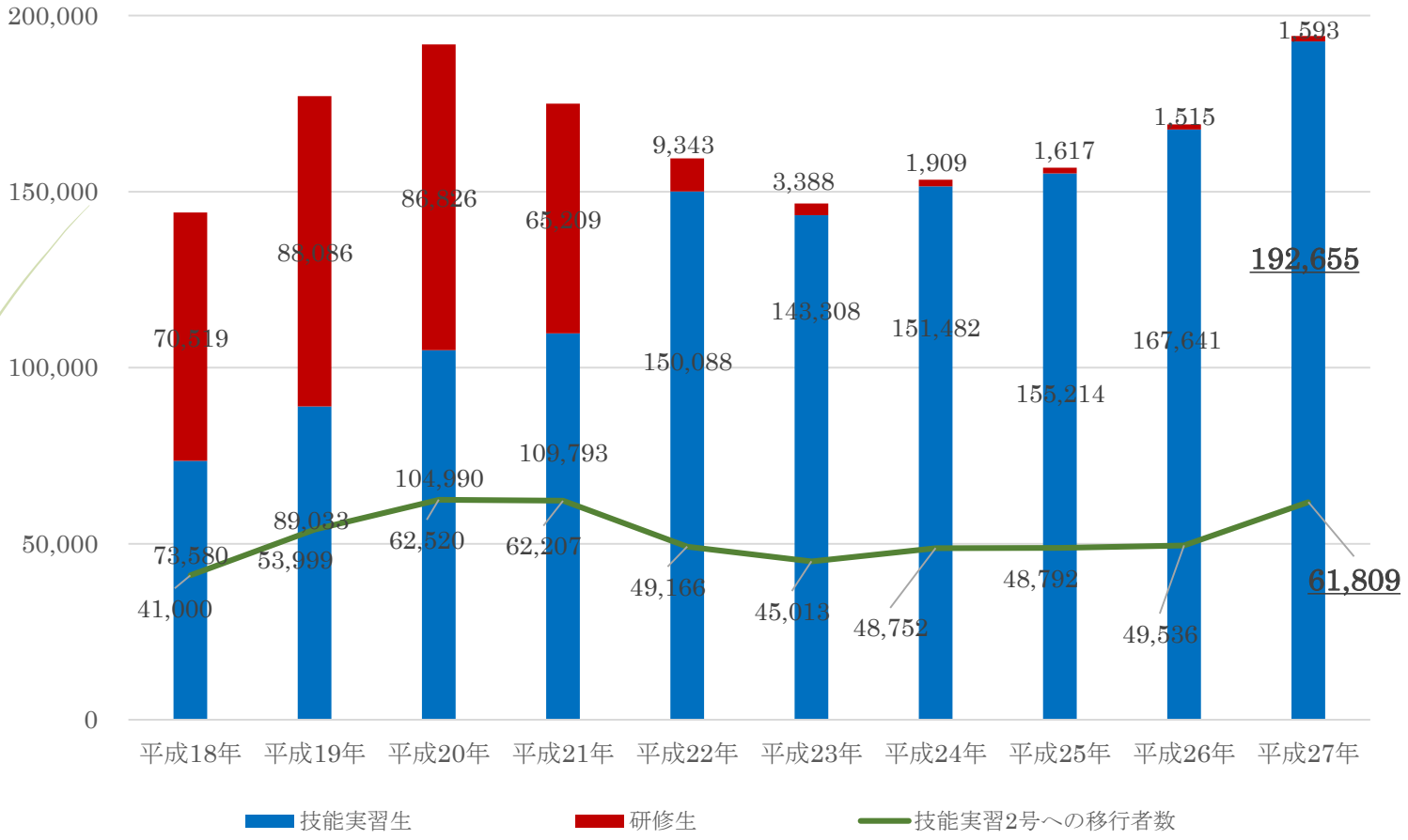

業界別の受入れ状況

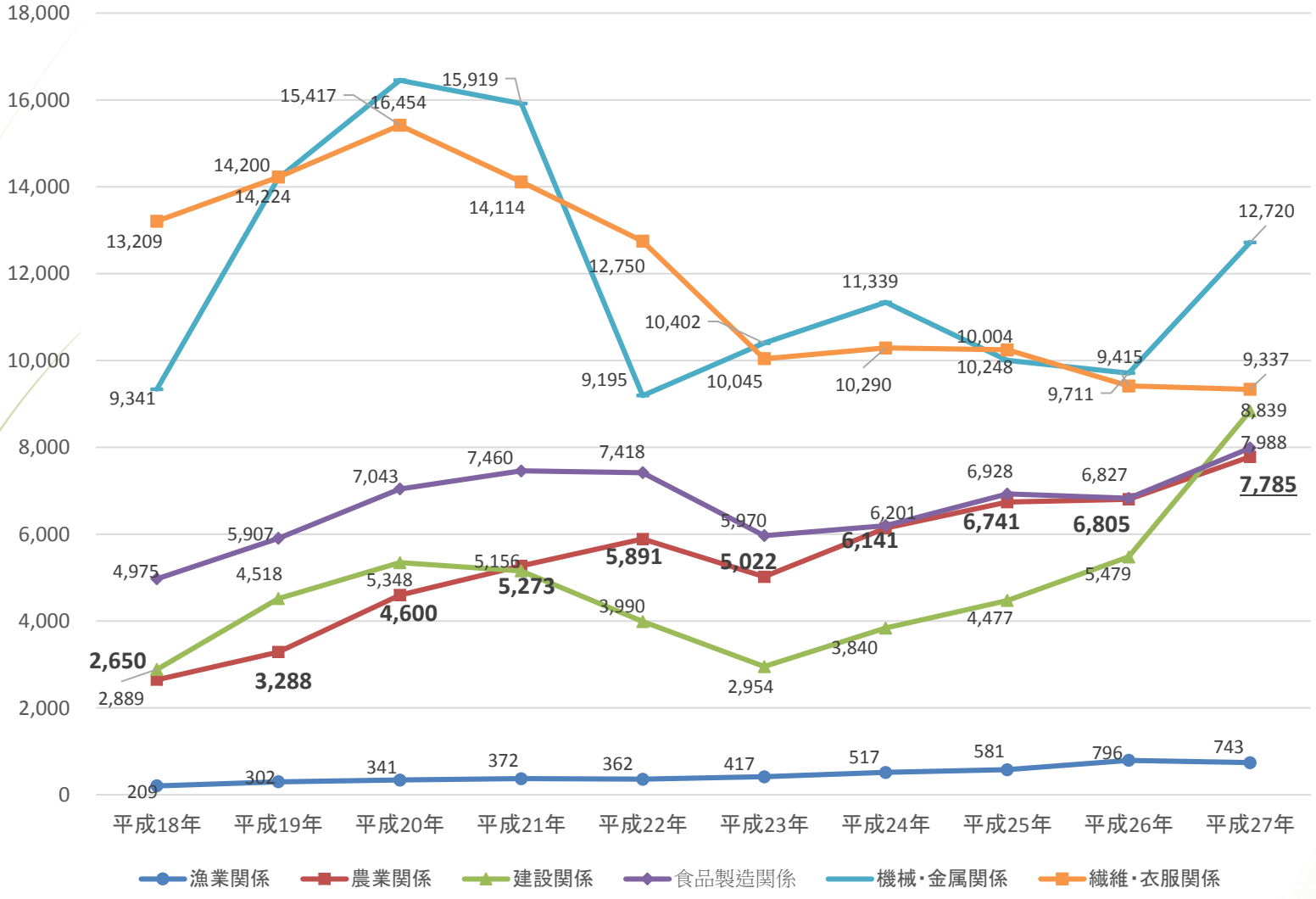
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
平成18年
平成19年
平成20年
平成21年
平成22年
平成23年
平成24年
平成25年
平成26年
平成27年
漁業関係
農業関係
建設関係
食品製造関係
機械・金属関係
繊維・衣服関係
209
302
341
372
362
417
517
581
796
743
2,650
3,288
4,600
5,273
5,891
5,022
6,141
6,741
6,805
7,785
2,889
4,518
5,348
5,156
3,990
2,954
3,840
4,477
5,479
8,839
4,975
5,907
7,043
7,460
7,418
5,970
6,201
6,928
6,827
7,988
9,341
15,417
16,454
15,919
9,195
10,045
11,339
10,004
9,415
12,720
13,209
14,200
14,224
14,114
12,750
10,402
10,290
10,248
9,711
9,337

技能実習生の受入れ状況

➢受入れ人数の多い国　①中国、②ベトナム、③フィリピン（平成２７年末）
➢実習実施機関の半数以上が、従業員１９人以下の零細企業（平成２７年末）

平成２７年末　「技能実習」総留国籍別構成比

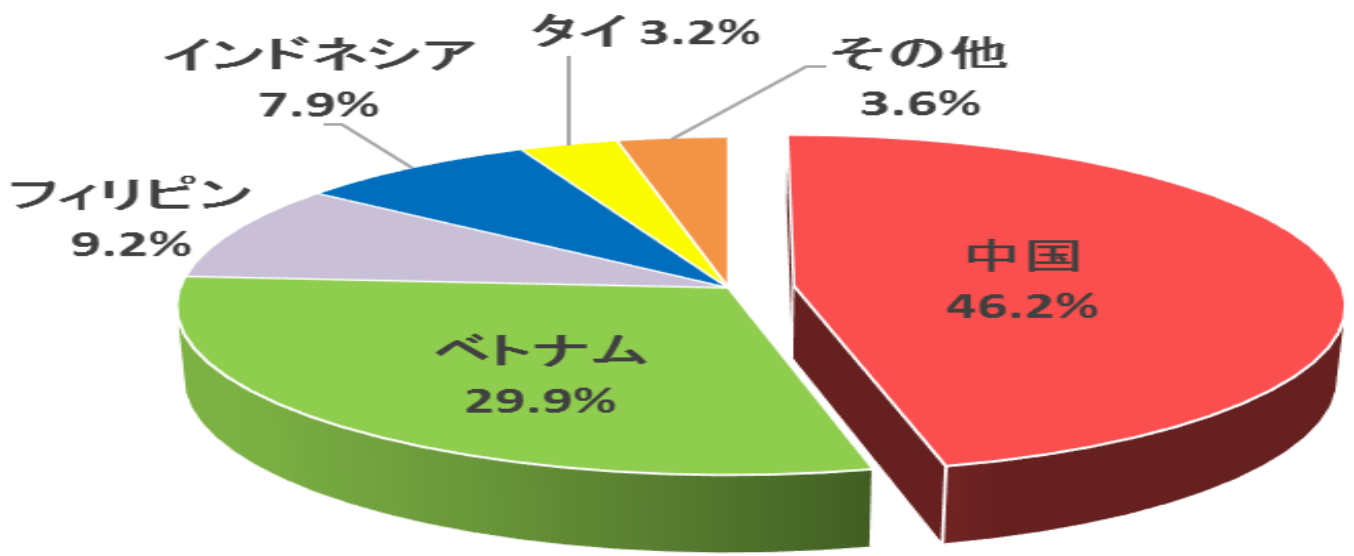

技能実習制度の仕組み

【技能実習の職種・作業の範囲】

74職種133作業のうち、農業分野では、

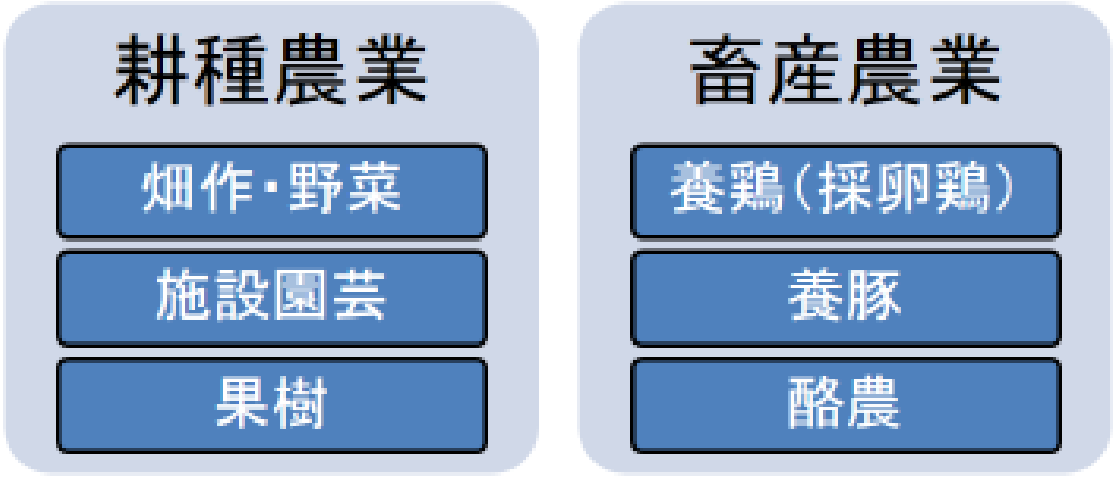

「作業」を3分類 ⇒ 作業範囲の緩和

- 「必須作業」：全体計画の概ね50%以上
- 「関連作業」：全体計画の概ね50%以下
- 「周辺作業」：全体計画の3分の1程度以下
- 「安全衛生作業」：各作業ごとに10%程度

技能実習制度の仕組み

【技能実習生の人数枠（新制度）】

≪監理団体≫

農業協同組合
事業協同組合
公益社団法人
公益財団法人

（農業技術協力）　等

＊特定監理事業の場合

- 30人以下：　3人（ 6人）
- 31人～41人：　4人（ 8人）
- 41人～50人：　5人（10人）
- 51人～100人：　6人（12人）
- 101人～200人：10人（20人）等

＊カッコ内は一般監理事業の場合

◎但し、実習実施機関の常勤職員総数を超えることはできない。

技能実習制度の仕組み

【団体監理型の技能実習生受入れの流れ（新制度）】

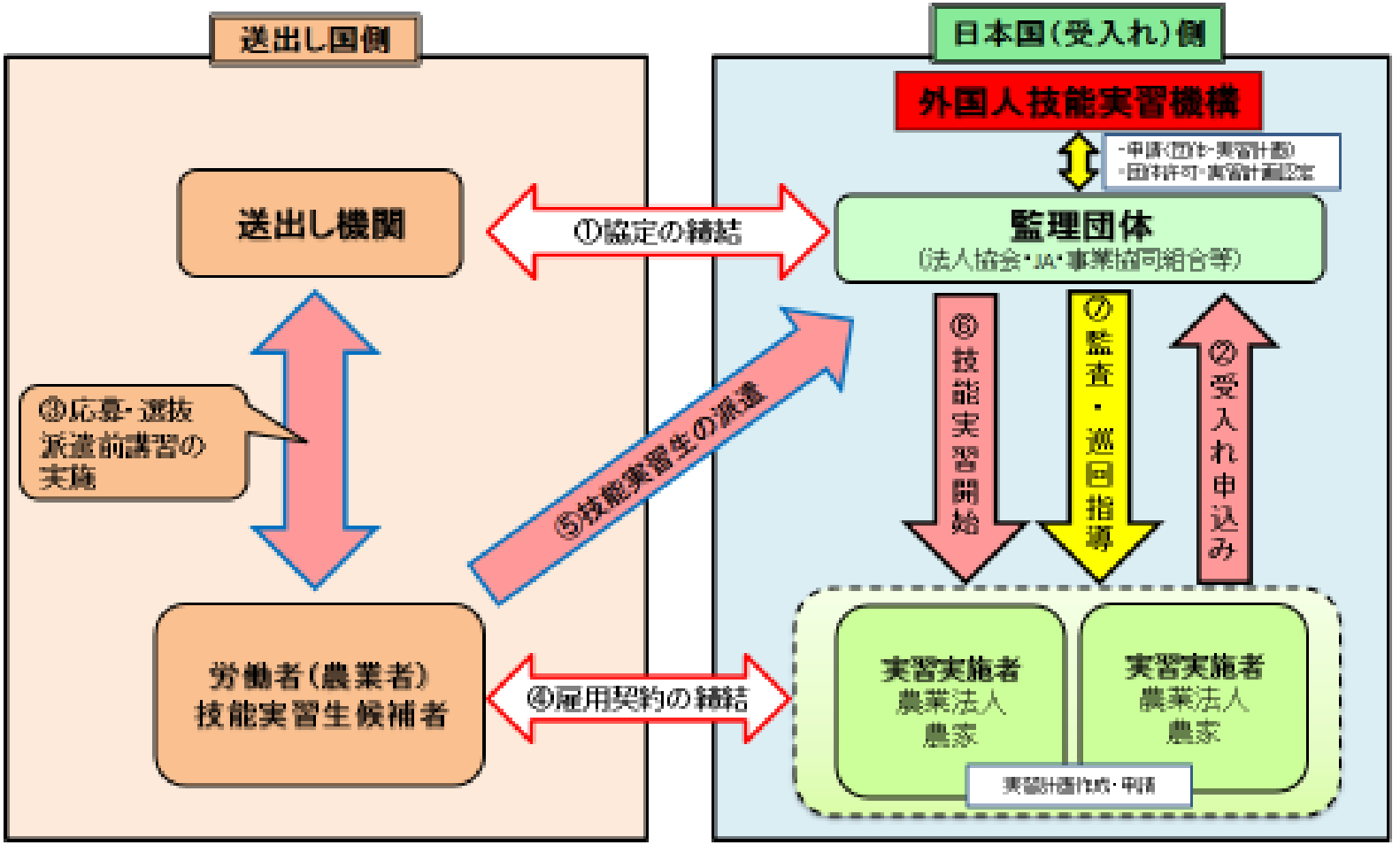

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

１．政策提言とは

【政策とは】

・政府・政党などの施政上の方針や方策。

＋

【提言とは】

・自分の考えや意見を出すこと。また、その考えや意見。

＝

【協会の政策提言とは】

・政府、政党などの施策上の方針や方策に対して、プロ農業経営者の考えや意見を関係省庁・与党に提出することで、政策の実現をはかるもの。

例えば・・・

①各種制度の改善点

②新たな制度の創設

③セーフティーネットの構築　など

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

２.政策決定の主な登場人物

【政府（＝農林水産省など）】

⇒政策のたたき台、細部を確定。

【国会（＝与党：自由民主党・公明党など）】

⇒政策の大枠（骨組み）を最終決定。

ここでの議論で、最終的な政策の中身や言葉が変わることもあり。

【農業経営者・団体（＝法人協会、全中、会議所など）】

⇒農業者から、政策の改善・創設を提言・要請。

※**農業法人協会は、会員であるプロ農業経営者の声を伝える重要な役割**がある。

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

３.政策決定プロセスの変化

（1）これまでの農業政策の決定プロセス

⇒**３者協議**による最終決定

【３者協議の３者とは？】

①自由民主党農林幹部（国会議員）

②農林水産省

③全国農業協同組合中央会（JA全中）

⇒農政を決める際の「現場の声」≒「JA」という構造。

お知らせ（正会員専用）

次期政策提言に向けた意見募集について

アメリカのＴＰＰ協定離脱表明や、政府・与党においても農業競争力強化プログラム等が決定されるなど、農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしています。

こうした中、農業法人の経営発展や地方創生に向けた対策について、プロ農業経営者の目線による次期政策提言について、平成29年6月の総会時に実施する予定としております。

政策提言を行うにあたって、皆様のご議論等のたたき台として別添のとおり事務局で3/28版の草案（たたき台）を作成いたしましたので、是非ご一読いただいた上で多くの会員・地域からのご意見等お寄せ下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご意見は別紙「意見募集用紙等」により、平成29年5月2日(火)までに当協会あてＦＡＸ(03-3237-6811)又はメール(itagoshi@hojin.or.jp)にてお送り下さいますようお願い申し上げます。

(1)次期政策提言の意見募集

①依頼文書
②意見募集用紙

(2)政策提言たたき台(3/28版)

本文

【参考資料】

政策動向ニュース：http://hojin.or.jp/member/welcome_news/post_24.html

【掲載日：平成29年４月14日】

会員へのお知らせ

- 耕畜連携マッチング希望情報の提供について
- 本協会HPでの生産（商品）情報の公開について
- 日本政策金融公庫「インターネットビジネスマッチング」との連携
- 次期政策提言に向けた意見募集について
- 飼料米の需要者（畜産農家）リストの掲載について
- 第31回総会　議案の掲示について
- 薬用作物の産地化に向けたブロック会議の開催について
- 第9期役員改選についての公示
- 第9期役員改選　役員候補者（全国枠理事）の紹介
- 第9期役員改選　役員候補者（全国枠理事）選挙の結果について
- 会員へのお知らせへ戻る

農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業経営者からの提言（概要）

平成29年６月15日　（公社）日本農業法人協会

○　日本農業法人協会は、農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、我が国農業経営の先駆者たるプロ農業経営者として、国民への食料供給の責務を果たし、地方創生をも牽引していくという自覚を持ち、経営革新に努めている。

○　日本農業をめぐる状況が厳しさを増す中で、我が国農業の競争力強化や食料自給率向上の実現に向けて、農業者の努力だけでは解決できない構造的な課題の解決に向け、日本農業法人協会として以下のとおり政策に関する提言を行う。

重　点　提　言

１．法人化の加速と農業法人の経営力強化
⇒ 各都道府県の支援体制整備・強化、都道府県拠点への専門的人材配置・商工会議所との連携、農業経営支援ネットワークの取組み強化

２．農業労働力不足の解消
⇒ 外国人材を継続的雇用できる制度構築、雇用就農者の育成強化・他産業との人材マッチング、農業労働力支援協議会を通じた問題解決

３．農産物流通の抜本的改革
⇒ 流通コストを削減できる環境整備、卸売市場に関する規制見直し・市場手数料折半の仕組み構築、過当競争による買い叩きへの対応強化

４．新時代の農地政策への見直し
⇒ 新たな農地中間管理機構の仕組みを活用した基盤整備事業への担い手の意向反映、新たな農地利用の形態に即した制度への見直し

５．農業資材の安定調達の実現
⇒ 肥料・農薬・配合飼料の規制見直しを含む資材コストを削減できる環境整備、戦略物資である種子・種畜の国家戦略確立

６．新時代の骨太な農政の確立
⇒ 農政改革の継続、新時代の要請への取組み・次世代への農業・農村継承、次世代農業サミット等を通じた責任を果たせる人材育成

Ⅰ 経営力強化

○ 次世代を担う人材の育成及び労働力の確保
⇒ 経済界との連携や短期派遣等の規制緩和による多様な人材受入れ

○ 先端技術の導入による経営力向上
⇒ ＩＣＴの統一規格化、現場ニーズに応えた技術開発

Ⅱ 経営環境整備

○ 資材に関するイノベーションの促進
⇒ オープンイノベーションによる資材利用削減に資する技術開発の推進

○ 生産資材コスト引下げ
⇒ 諸外国並み資材価格水準への引下げの早期実現

Ⅲ 消費者との連携強化

○ 農業への国民理解促進
⇒ 学校のカリキュラムへの「農育」追加

○ 医－福－食－農の連携
⇒ 機能性食品等の開発・普及等の推進

○農業関連業界と連携した原料原産地表示推進
⇒ 適正かつわかりやすい表示の実施

Ⅳ 地域政策

○ 農村地域活性化のための取組み
⇒ 循環型農業・地域資源の活用促進、観光関連事業への農業法人参画の促進

○ 地域特性を活かした農業振興
⇒ 鳥獣対策の継続、離島特性を活かした取り組み、人口減に対応する機械の開発・導入

Ⅴ 経営所得安定

○ 収入保険制度
⇒ 適切な制度設計と運用体制の整備
⇒ リスクに報じた保険料の設定
⇒ 情報取扱ルール、コンプライアンス遵守の徹底

○ 営農類型別施策の的確な実施

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

４.稲作と肉牛経営は同じか

【全国平均の経営実績（※）】※日本公庫「平成25年農業経営動向分析結果」

«売上高(法人）»

⇒**稲作経営：61.2百万円　⇔　肉用牛肥育経営：585.6百万円**

«経常利益（法人）»

⇒**稲作経営：6.1百万円　⇔　肉用牛肥育経営：32.1百万円**

【施策で見た場合（主要なもの）】

«稲作»経営所得安定対策等

⇒基本的に**作付面積に応じて**補助金を交付

«肉用牛»肉用牛肥育経営安定対策（通称：マルキン）

⇒市場価格と生産費を比較して補助金を交付

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

５．兼業農家・農業法人は同じ考えか

【経営規模は？】

«稲作：水田の作付面積»

会員法人：47.1ha　⇔　農林業センサスの平均：1.4ha

⇒規模の違いで抱える経営課題も大きく異なる。

⇒また法人は、“雇用”という従業員に対する責任が大きい。

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

6.プロ農業経営者の実態

【プロ農業経営者の経営規模（おさらい）】

«1社当たりの平均売上高»

会員2億6,377万円 ⇔ 中小企業（法人）2億8,184万円

«1社当たりの平均従業員数»

農業法人16.5人　⇔　中小企業（法人）16.0人

⇒経営規模では、**一般的な中小企業とほぼ同じ規模。**

⇒中小企業が抱える課題とも共通する事項あり。

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

7.プロ農業経営者が何を考えているのか

（1）人材の問題

①雇用（人材確保）

地域で雇用を確保するという制約・中小企業との人材争奪

⇒事業地を移転できない（農地を持って事業所を動かせない)

　農業は人材が確保できなければ規模拡大は難しい

②後継者問題

後継者を育成・指名することは難しい

⇒従業員の人数が限られる中で、誰を後継者に指名するか

　後継者を育成する方法は何か・・・

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

（2）営農類型別の政策面での課題

①経営対策（稲作）

◆米の直接支払交付金の半減

稲作の場合各種経営対策は面積ベースで支払われるものが多い

◆生産調整の見直し（H30年産より）

生産調整を見直し米価が暴落すれば誰が影響を受けるか

大規模経営ほど、各種政策の変更による経営リスクが増大。

（兼業農家は農外収入が十分あり）

Ⅳ.プロ農業経営者が求める政策提言

②経営対策（畜産）

◆配合飼料安定基金の簿外債務化

飼料の価格高騰による基金財源の枯渇

◆世界の畜産需要の増大と日豪EPA・TPPの影響

飼料価格の高騰・貿易自由化による価格低迷

畜種ごとに課題は多岐にあるが、共通する問題は飼料。

自給飼料の安定的な供給を確保し、価格を安定化させる必要あり。

Ⅰ.「農業法人」とは何か

(5)日本農業法人協会の設立・沿革

- 都道府県農業団体における「農業法人育成支援事業」等を通じ て、組織化の機運が盛り上がり、平成6年4月、**秋田県下で全国初の農業法人組織(秋田県農業法人協会)が設立**
- 全国段階においては、平成8年8月8日、「全国農業法人協会」が設立
- この活動の中で、「勉強会だけでなく、**社会的に認知された団体として発展すべき**」との議論を受け、 社団法人化を検討
- 平成11年5月28日（東京）で、「**日本農業法人協会設立総会」を開催。社団法人の設立許可申請を行う**（平成11年6月28日設立）

Ⅰ.「農業法人」とは何か

(6)日本農業法人協会の概要

①設立目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人(以下、「農業法人」という。)の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

②事業の概要

(1)農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究

(2)調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言

(3)農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22 年法律第141 条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修

(4)一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の６次産業化の推進

(5)国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究

(6)その他目的を達成するために必要な事業

③**会員**（2018年3月12日現在）

(1)正会員・1,965農業法人（当協会の目的に賛同する農業法人・農業者）

(2)賛助会員・７団体（協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体）

- 全国農業会議所
- 全国農業協同組合連合会
- 全国農業協同組合中央会
- 全国共済農業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 一般社団法人 日本フードサービス協会
- 一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会

(3)アグリサポート倶楽部会員・158企業・団体（情報提供に協力する個人・企業）

●片倉コープアグリ㈱●セントラル化成㈱●クミアイ化学㈱ ●朝日工業㈱ ●協友アアグリ㈱ ●シンジェンタジャパン㈱ ●バイエルクロップサイエンス㈱ ●㈱三菱東京ＵＦＪ ●㈱三井住友銀行 ●㈱みずほ銀行 ●三井住友海上保険㈱ ●東京海上日動火災保険㈱ ●損害保険ジャパン日本興亜㈱ ● 全農グリーンリソース㈱ ● 全農物流㈱ ● 三菱商事㈱ ●日本電信電話㈱ ● ㈱クボタ ●ヤンマー ㈱

④ **役員**（会長、副会長(5)、専務、常務、理事、監事）・会長・副会長

＜会　長＞山田敏之　京　都・こと京都（株）代表取締役

＜副会長＞笠原節夫　神奈川・（株）横浜ファーム 代表取締役

近藤一海　長　崎・（農）ながさき南部生産組合　会長理事

古川　拡　鹿児島・（有）コセンファーム　代表取締役

齋藤一志　山　形・（株）まいすたぁ　代表取締役

組織・機構図

公益社団法人日本農業法人協会

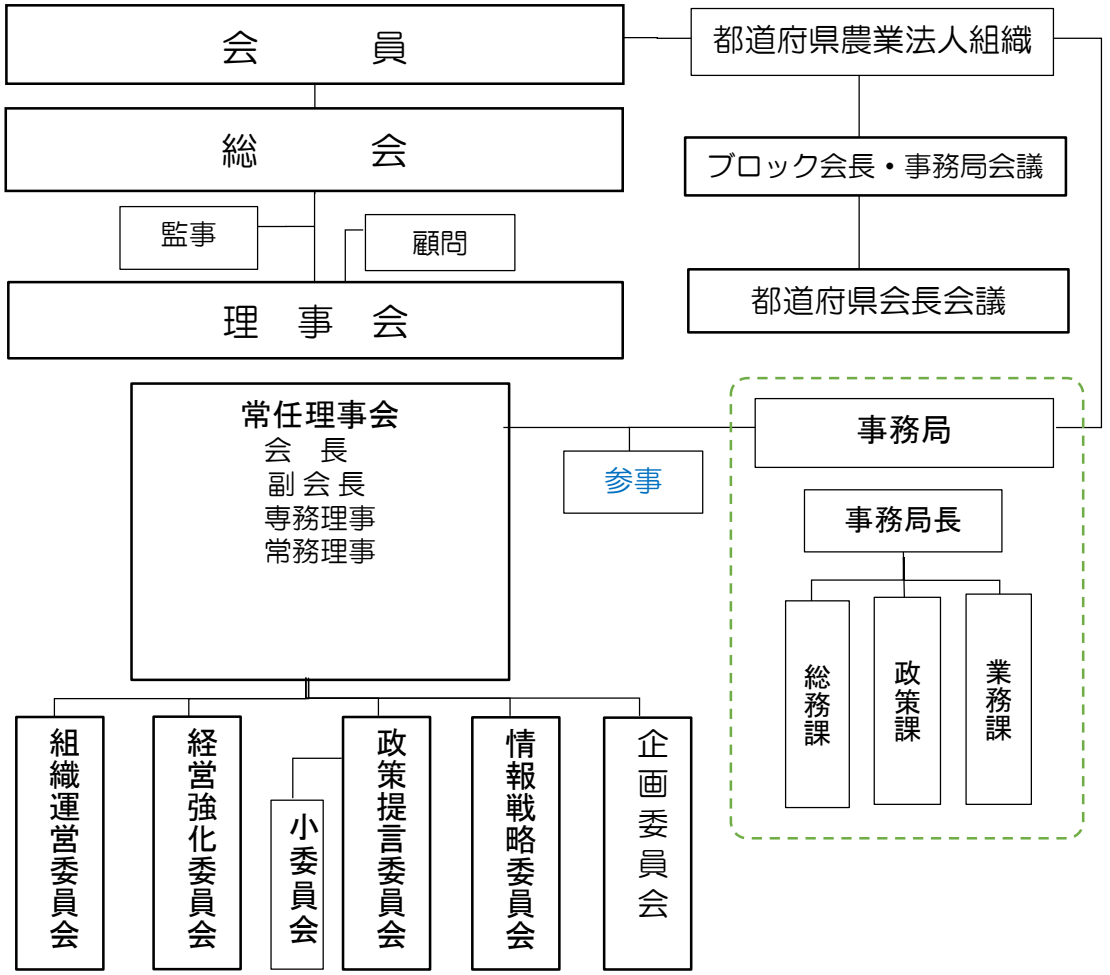

自主的研究会
　やまと凛々アグリネット、畜産経営研究会、若手会
　野菜流通研究会、土地利用型WG、きのこ経営研究会、酪農研究会　等

【各県会員数】合計・1,901会員 (2017年6月1日時点)

都道府	会員数	都道府	会員数	都道府	会員数	都道府	会員数
北海道	44	東京	7	滋賀	46	香川	36
青森	58	神奈川	39	京都	42	愛媛	43
岩手	50	山梨	24	大阪	16	高知	9
宮城	103	岐阜	11	兵庫	19	福岡	49
秋田	50	静岡	18	奈良	37	佐賀	36
山形	49	愛知	2	和歌山	15	長崎	45
福島	59	三重	34	鳥取	10	熊本	103
茨城	74	新潟	81	島根	28	大分	43
栃木	27	富山	63	岡山	17	宮崎	5
群馬	55	石川	61	広島	24	鹿児島	110
埼玉	17	福井	38	山口	46	沖縄	14
千葉	24	長野	81	徳島	39	合計	1901

※　都道府県農業会議・「農業委員会等に関する法律」で定められた組織であり、公職選　挙法を準用した農業者の代表である農業委員を基礎とする系統組織として構成されたが、昨年の法改正により、一般社団法人に移行し、都道府県および国が、農業委員会ネットワーク機構として指定。

日本農業法人協会の概要

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、全国約2,000会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、農業法人白書の発刊やファーマーズ＆キッズフェスタなどのイベントを開催しています。

■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

○農業法人実態調査⇒会員の経営実態や経営課題等について調査・分析し、農業法人白書を毎年作成・発行しています。

○調査レポートの公表

○「アグリビジネス経営塾」の発信⇒経営紹介、農業経営、税務、労務、雇用改善など、年間40回以上にわたって情報提供しています。

○「耳より通信」の発信⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。

■提案・提言活動

政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業法人協会の考えを伝えています。

主な取組は次のとおりです。

＜意見交換等＞

○山本農林水産大臣と役員の懇談会

○菅　義偉官房長官との懇談会

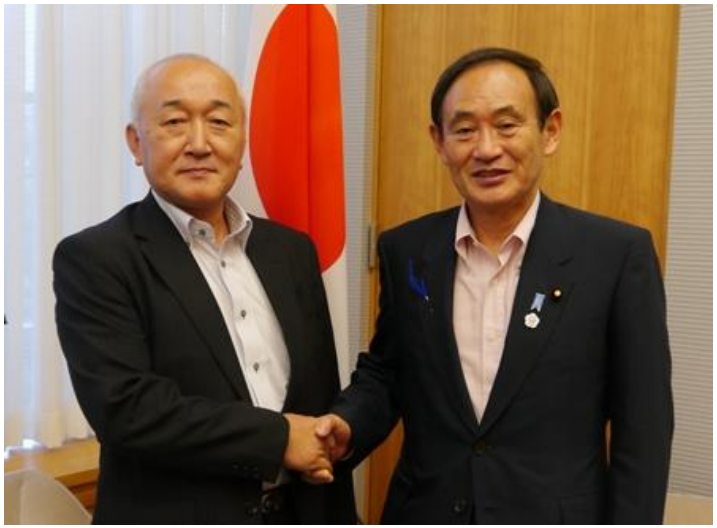

■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェーズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

○農業法人向け研修会の開催⇒農業法人に従事する役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や、安全に農作業を行うために必要な基礎知識・技術等を習得する研修会を年２回開催しています。

○合同会社説明会の開催⇒東京や大阪を中心に１年間に8回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会を実施しています。

○農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施しています。

■啓発・普及活動

農業の楽しさや大切さ、食料の安定供給に農業法人が果たしている役割を広くPRし、元気な農業を発信することで日本を元気にしたいと考えています。

○ファーマーズ＆キッズフェスタの開催⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子どもたちに元気なニッポン農業を発信するイベントです。全国のこだわり＆新鮮な農産物の直売、楽しいステージや食育・農育ワークショップを企画しています。大型農業機械の試乗やかわいい動物たちとのふれ合いなどが家族連れに人気内容となっています。

第3回　次世代農業サミット　開催結果報告書

若手農業者のネットワーク構築や次世代農業の創造・発展を目的とし、2月26日(月)～27日(火)、参加者166名（農業者137名、観覧者29名）を集めた、「第3回次世代農業サミット」を東京ビッグサイトにて開催しました。

サミットは、基調講演やパネルディスカッションに加え、１日目は「販売戦略」をテーマに地域別グループで、2日目は「農業生産」をテーマに売上規模別に5～6人のグループに分かれ、2日間で計3時間以上にわたるグループ討議や意見交換を行いました。

農林水産省　平成29年度農業経営法人化等全国推進委託事業
（事業実施期間：10月11日~3月16日）

【目的】農業経営の法人化や経営の安定・発展に資するよう、経営改善に関する支援体制の整備、雇用就農者向けキャリアアップ計画の導入の促進及び経営データの利活用の推進を試行的に行い、意欲ある農業者の経営改善の支援に有効な方策の調査・検証を行う。

（１）実施主体

○**農業経営法人化等全国推進事業共同企業体**
代　表　公益社団法人日本農業法人協会
構成員　一般社団法人食農共創プロデューサーズ（キャリアアップ支援）

○**業務委託**　特定非営利活動法人ITコーディネータ協会（データ利活用支援）

（２）事業内容

（１）経営改善支援業務

①経営改善の支援
・農業者からの農業経営改善に係る相談に対応する者として「経営改善相談員」を全国10カ所に配置する。
・経営改善相談員は、経営状況の分析、支援機関・専門家の派遣などを通じて、農業者の経営改善を支援する。

②農業法人におけるキャリアアップ計画の導入
・職員のキャリアアップに意欲的な農業法人に対して、経営展開のビジョンを踏まえたキャリアアップ計画の作成・導入を支援する。

③農業経営におけるデータ利活用の促進
・ITコーディネーター等の専門家と連携し、農業経営において得られたデータを活用して行う経営改善に向けた取組みを支援する。

（２）有効性の調査・検証

本事業の取組について、支援先へ事後アンケートやヒアリングを実施のうえ、有識者による検討会を開催し有効性を検証する。

＜検討会委員＞
澤田　守　　農業・食品産業技術総合研究機構　農業経営研究領域研究員
堀内　政徳　堀内社会保険労務士事務所
吉川　順子　吉川順子税理士事務所

（３）経営改善支援事例等の周知

本事業の取組事例及び有効性の検証結果を整理し、経営改善に意欲的な農業者や農業者を支援する者を集めた報告会を開催する。
3月1日@東京、3月2日@大阪

①経営改善の支援

取組概要

・意欲ある農業者の経営改善等を図る事を目的に、農業者の経営課題に応じた相談対応や指導、支援を行う経営改善相談員を全国10カ所に配置し、 139経営体に対して「経営改善支援」を実施した。
・経営改善相談員は、カルテを活用し、農業者の経営状況、経営改善に向けた方針・課題及び課題解決に向けた支援内容等を整理した。
・農業経営の現状整理、課題抽出のための経営改善セミナーを全国８カ所にて開催した。
11/24佐賀、11/28奈良、11/30愛知、12/８北海道、12/15兵庫、12/15大阪、12/20埼玉、12/26京都

経営改善相談員（10カ所）

活動地域	氏名・所属等
北海道	辻村英樹（中小企業診断士）
福島	一般社団法人福島県農業会議
愛知、岐阜、三重、静岡	今井雅夫（6次化プランナー）
石川、富山	税理士法人宮田会計
京都	松井宏次（中小企業診断士）
近畿（奈良除く）	河原田栄治（行政書士）
奈良	一般社団法人奈良県農業会議
九州（沖縄除く）、岡山	株式会社西日本シティ銀行
佐賀、福岡	工藤芳純（中小企業診断士）
熊本	一般社団法人熊本県農業会議

経営改善支援業務の流れ

農業経営の知見を有する経営改善相談員が、農業者が抱える①課題を抽出し、②その課題の改善に向けた支援策の提案、③専門家派遣等を実施する。

Step 1
現状把握 課題抽出
経営の現状を把握するため、現地ヒアリングや経営改善セミナー等を実施し、課題を抽出します。

Step 2
支援策 検討・提案
抽出した課題を分析し、課題解決に向けた支援策を検討・提案します。

Step 3
改善支援
専門家等を派遣し、課題の改善に向けた具体的な支援をおこないます。

■取扱保険一覧

№	名称		概要	見積時に必要な資料	募集時期
①	傷害保険制度	記名式	経営者、従業員向けの普通傷害保険。いくつかの加入パターンから任意で選択できます。	一律単価のため、特に必要ありません。	１０月（中途加入可）
		無記名式	経営者、従業員向けの普通傷害保険。氏名を特定せずに加入できます。また、所定の加入パターンのほか、任意で補償内容を設定できます。	①事業名と賃金総額がわかる資料。 ②政府労災の確定保険料申告書の事業毎の写し。	１０月（中途加入可）
②	食品あんしん制度		製造・加工、集荷販売した商品により、事故等が発生した際に保険金を支払う制度。	保険に加入を希望する食品種類別の年間売上高がわかる資料（直近会計年度）	４月（中途加入可）
③	直売所保険		農作物等の直売所における様々なリスク（施設、生産物等）を補償する保険。	直売所の年間売上高がわかる資料（直近会計年度）	随時（詳細はご連絡ください）
④	家畜再生産費用補償保険		家畜が事故や疾病により死亡した際に、代替家畜導入以降の飼育・肥育生産コスト等の経営継続費用の一部を補償する保険。	一律単価のため、特に必要ありません。	３月（中途加入不可）

ご清聴ありがとうございました。

公益社団法人 日本農業法人協会
参事　中澤　秀樹